

議案第 108 号

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（建築）工事の請負契約の締結について

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（建築）工事の請負契約を次のとおり締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年一関市条例第 43 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

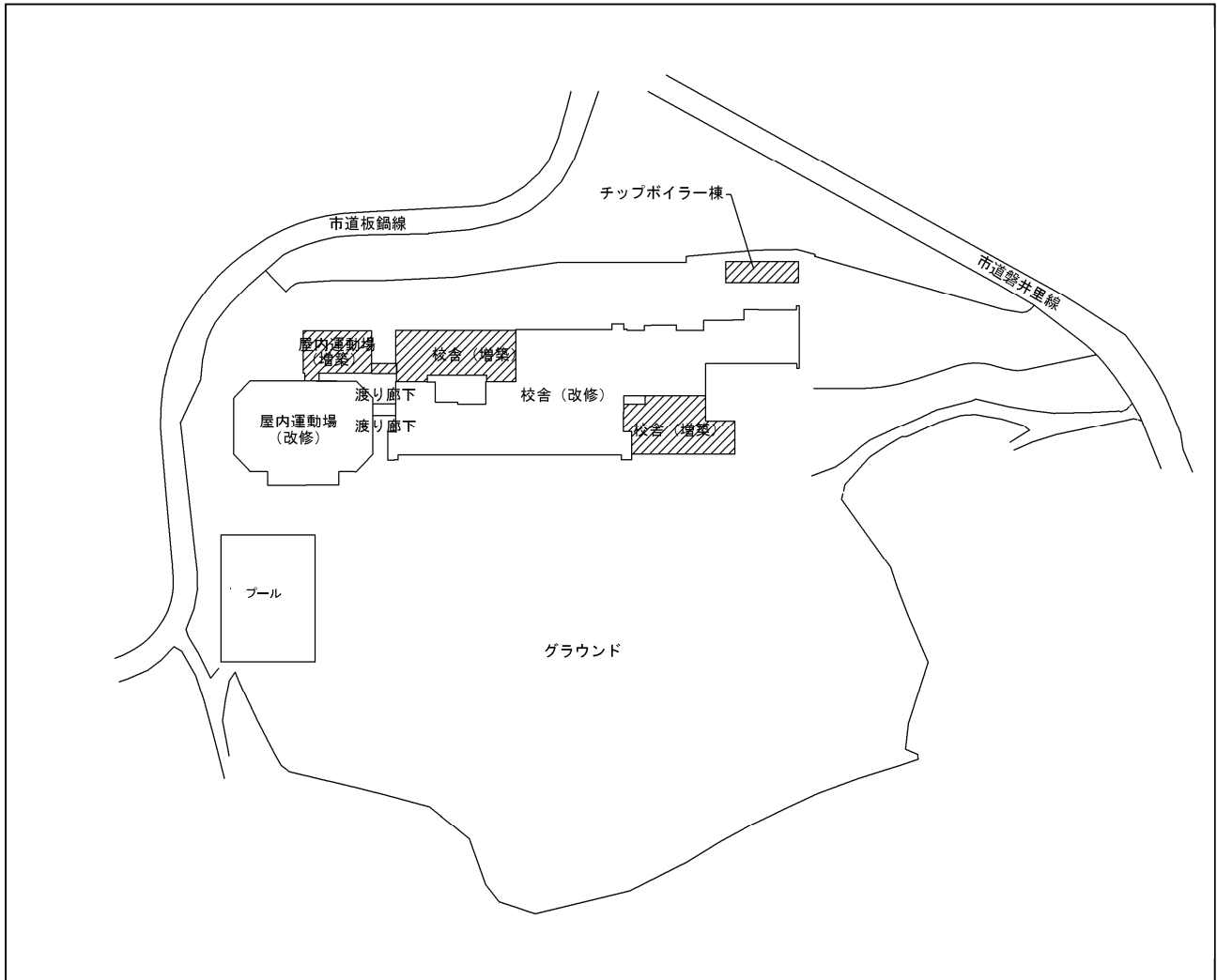
一関市長 勝 部 修

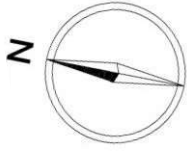
- 1 工 事 名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市東山町長坂字東本町地内
- 3 工 事 内 容 建築工事 一式
校舎 鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積 4,983.15 m²
屋内運動場 鉄骨造 2 階建及び鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 1,187.24 m²
チップボイラー棟 鉄筋コンクリート造平屋建
床面積 93.44 m²
- 4 契 約 金 額 918,000,000 円
- 5 契約の相手方 一関市竹山町 6 番 4 号
株式会社平野組
代表取締役社長 須 田 光 宏
- 6 完 成 期 限 平成 31 年 12 月 11 日

請負契約の目的

長坂小学校、田河津小学校及び松川小学校を統合して新たに開校した東山小学校の校舎及び屋内運動場について、現在使用している旧長坂小学校の校舎等の面積を国が定める基準に適合させるとともに、放課後児童クラブを校舎に併設するために必要な改修及び増築工事を実施するものである。

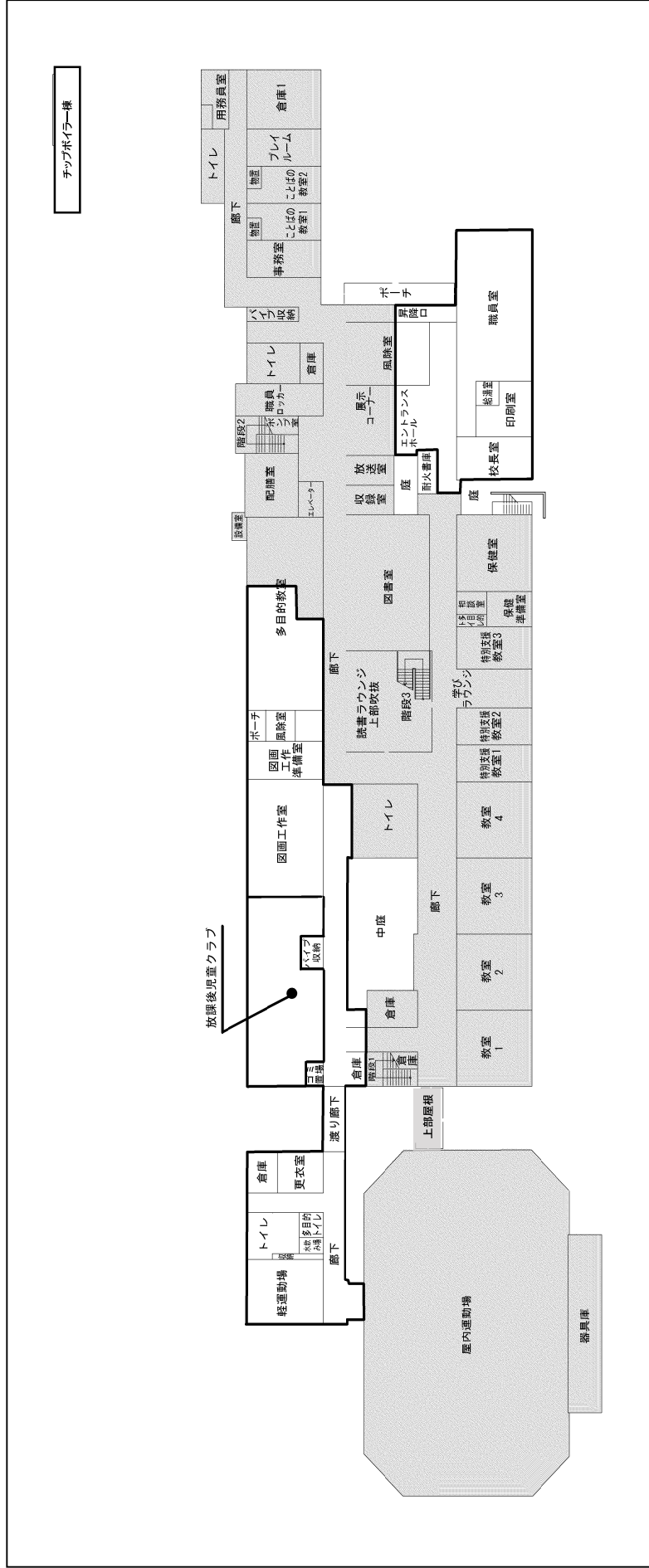
配 置 図



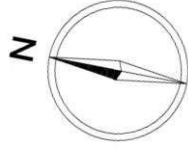


平面図

1階

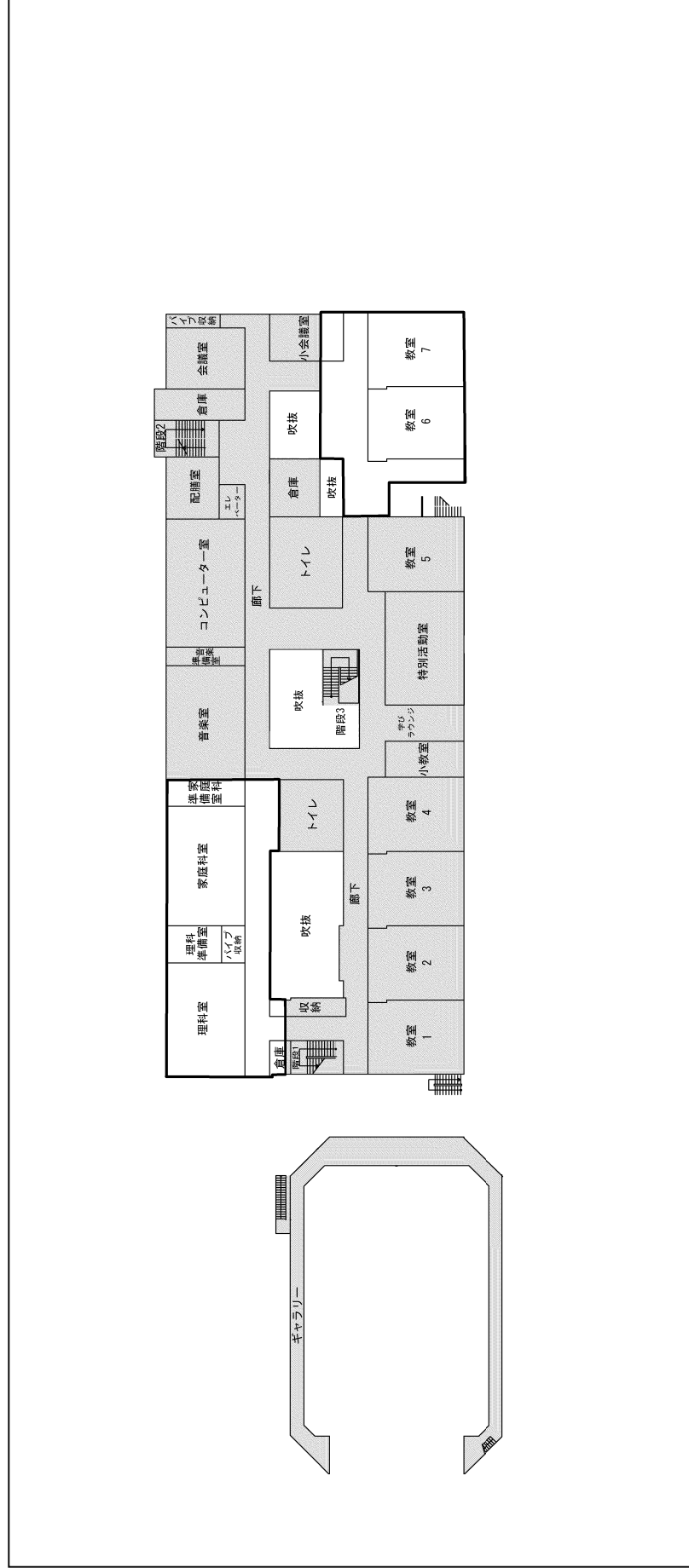


凡例	
	改修部分
	増築部分

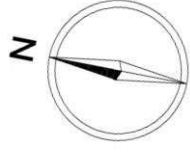


平面図

2階

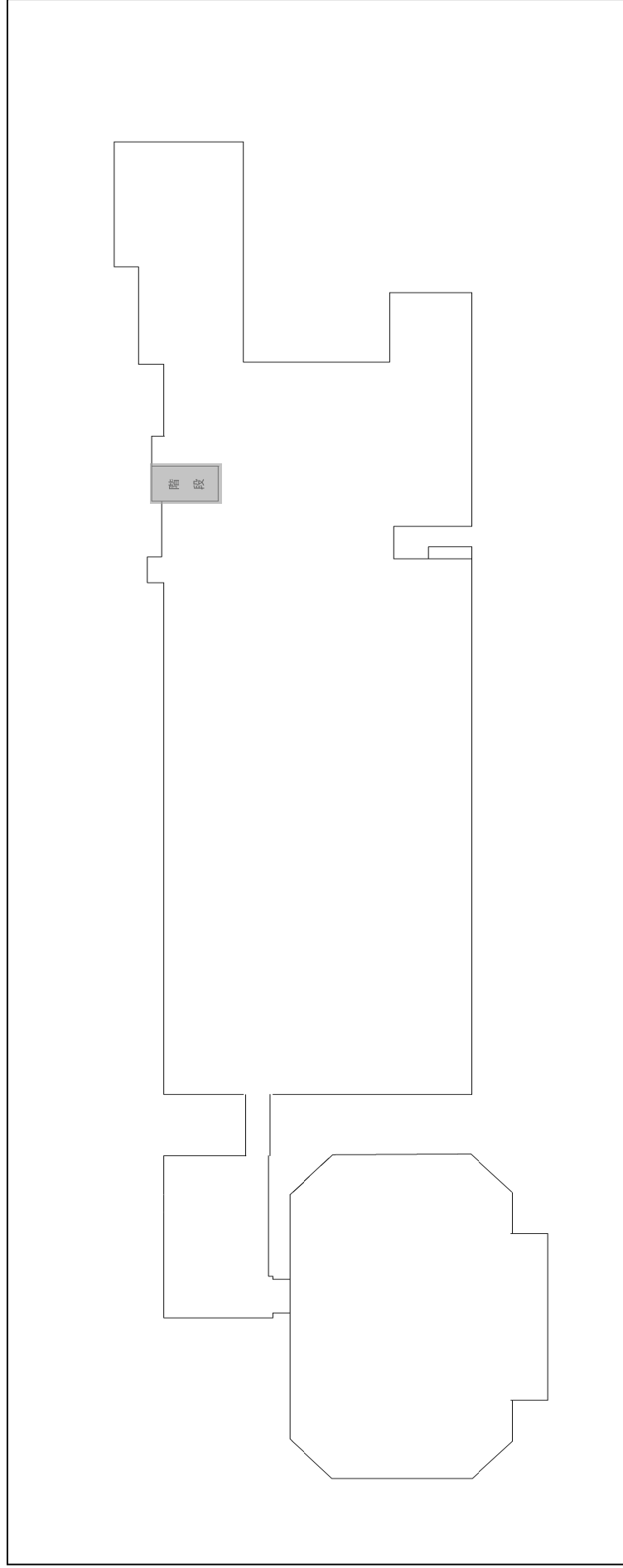



凡例	
	改修部分
	増築部分



平面図

塔屋



凡例	
	改修部分

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等整備事業全体計画

(千円)

項目	事業内容	H29	H30	H31	H32	合計
1 測量・設計		96,831	41,793			138,624
測量調査等	地質調査業務一式 測量業務一式	12,375				12,375
工事実施設計		84,456	41,793			126,249
一関市立東山小学校校舎等長 寿命化改修等工事	実施設計業務一式	84,456				84,456
屋内運動場、プール建設工事	実施設計業務一式		28,080			28,080
グラウンド、外構整備工事	実施設計業務一式		13,713			13,713
2 仮設校舎等リース	仮設校舎 仮設放課後児童クラブ		139,428	54,000		193,428
3 建設工事			615,600	1,074,870	97,350	1,787,820
一関市立東山小学校校舎他長寿命 化改修等工事	校舎、放課後児童クラブ 屋内運動場		615,600	923,400		1,539,000
プール建設工事	附属棟を含む。一式			132,000		132,000
グラウンド、外構整備工事	グラウンド整備一式 外構整備一式			19,470	97,350	116,820
4 工事監理			13,924	27,000		40,924
一関市立東山小学校校舎他長寿命 化改修等工事	工事監理業務一式		13,924	20,885		34,809
プール建設工事	工事監理業務一式			6,115		6,115
計		96,831	810,745	1,155,870	97,350	2,160,796

※ 平成30年11月21日時点の計画である。

※ 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等(建築、電気設備)工事の仮契約は11月9日付け、一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等(機械設備)工事の仮契約は11月21日付けで締結済である。

議案第108号 参考資料No.5

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入札年月日	平成30年10月29日		
	立会人	下記入札業者		
	工期	360日間		
	予定価格 (税込額)	850,000,000 円 (918,000,000 円)		
○参加資格 建築一式工事A級I種 鉄筋コンクリート造の実績を求める	最低制限価格 (税込額)	765,000,000 円 (826,200,000 円)		
	落札金額 (税込額=契約金額)	850,000,000 円 (918,000,000 円)		
○件名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等(建築)工事				
○工事(履行)場所 一関市東山町長坂字東本町地内				
商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
株式会社平野組	850,000,000			落札者=契約の相手方
株式会社佐々木組	885,000,000			
株式会社千葉建設	910,000,000			
株式会社三ツ矢建設工業	辞退			

議案第 109 号

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（電気設備）工事の請負契約の締結
について

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（電気設備）工事の請負契約を次のとおり締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年一関市条例第 43 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（電気設備）工事
- 2 工 事 場 所 一関市東山町長坂字東本町地内
- 3 工 事 内 容 電気設備工事 一式
- 4 契 約 金 額 243,000,000 円
- 5 契約の相手方 一関市桜木町 6 番 12 号
株式会社金澤電気工業所
取締役社長 金 澤 英 治
- 6 完 成 期 限 平成 31 年 12 月 11 日

議案第109号 参考資料

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入 札 年 月 日	平成30年10月30日
	立 会 人	下 記 入 札 業 者
○参加資格 電気工事A級 I 種及びII種-2	工 期	360日間
	予 定 価 格 (税 込 額)	229,700,000 円 (248,076,000 円)
○件名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等(電気設備)工事	最低制限価格 (税 込 額)	206,730,000 円 (223,268,400 円)
	落 札 金 額 (税込額=契約金額)	225,000,000 円 (243,000,000 円)
○工事(履行)場所 一関市東山町長坂字東本町地内		

商 号 又 は 名 称	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
東北電材合資会社一関営業所	199,000,000			失格
南部電気工事株式会社一関営業所	199,790,000			失格
株式会社金澤電気工業所	225,000,000			落札者=契約の相手方
株式会社電友社一関営業所	228,800,000			
株式会社菅原電工	238,800,000			
株式会社アイデン	291,900,000			
有限会社県電	辞退			
株式会社ユアテック一関営業所	辞退			

議案第 110 号

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（機械設備）工事の請負契約の締結
について

一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（機械設備）工事の請負契約を次のとおり締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年一関市条例第 43 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（機械設備）工事
- 2 工 事 場 所 一関市東山町長坂字東本町地内
- 3 工 事 内 容 機械設備工事 一式
- 4 契 約 金 額 378,000,000 円
- 5 契約の相手方 一関市三関字神田 171 番地 1
株式会社永沢水道工業
代表取締役 永 澤 光 宏
- 6 完 成 期 限 平成 31 年 12 月 11 日

議案第110号 参考資料

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入札年月日	平成30年11月13日
	立会人	下記入札業者
○参加資格 管工事A級Ⅰ種及びⅡ種-2	工期	360日間
	予定価格 (税込額)	350,200,000 円 (378,216,000 円)
○件名 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等(機械設備)工事	最低制限価格 (税込額)	315,180,000 円 (340,394,400 円)
	落札金額 (税込額=契約金額)	350,000,000 円 (378,000,000 円)

商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
株式会社永沢水道工業	350,000,000			落札者=契約の相手方
大宝商事株式会社	359,500,000			
株式会社森燃	362,000,000			
株式会社スズキ設備	366,400,000			
サカイ工業株式会社		辞退		
清水管工業株式会社		辞退		
株式会社那須工業		辞退		

議案第111号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 譲渡の目的 公私連携幼保連携型認定こども園
- 2 譲渡の相手方 一関市花泉町涌津字後山14番地
社会福祉法人洗心福祉会
理事長 菊池昌弘
- 3 財産の所在又は名称、種別及び数量

建物

所 在	種 類	床面積（㎡）
一関市花泉町涌津字悪法師38番地312	園 舎	1,459.07
同 上	福祉施設	324.75
同 上	車 庫	122.85
計		1,906.67

譲渡の相手方の概要

1 団体名

社会福祉法人洗心福社会

2 代表者名

理事長 菊池昌弘

3 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字後山 14 番地

4 法人設立年月日

昭和 43 年 4 月 30 日

5 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

6 事業概要

第二種社会福祉事業

保育所の経営

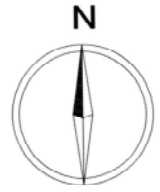
7 団体の資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

118,961,426 円

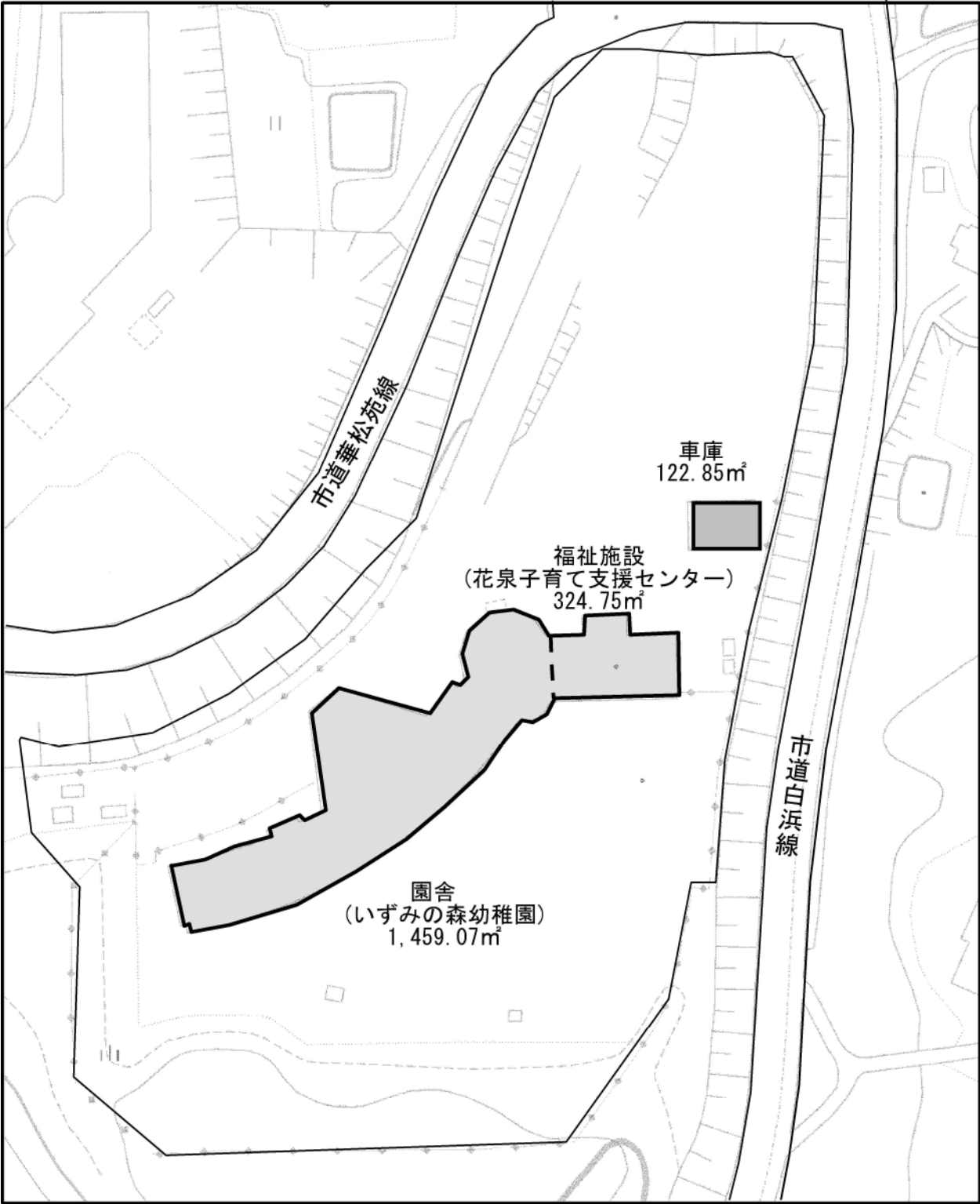
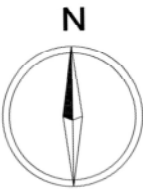
8 役員

理事長、理事 5 人及び監事 2 人

位 置 図



所在図



凡	例
譲渡予定建物	

議案第112号

和解について

次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

2 事案の内容

平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成24年度から平成26年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

3 和解の内容

- (1) 東京電力は、一関市に対し、和解金として4,940万円の支払い義務を負う。
- (2) 東京電力は、(1)の金員を一関市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 一関市は、本和解に係る除染費用に関し、国及び岩手県に対して重複請求を行わない。
- (4) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、一関市が東京電力に対して別途、損害賠償の請求をすることを妨げない。
- (5) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、一関市は、東京電力に対して別途請求しない。
- (6) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

東京電力ホールディングス株式会社に対するあっせんの申立額及び和解金額

項 目		損害賠償請求額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し、支払いを受けた額を除いた額=あっせんの申立ての議決額				あっせんの申立ての議決後、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額 (B)	あっせんの申立ての議決額から、議決後、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額=あっせんの申立額 (C) = (A) - (B)	あっせんの申立て後、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額 (D)	あっせんの申立額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額 (E) = (C) - (D)	和解案で示された和解金額 (F)	あっせんの申立額のうち、今回の和解案に含まれない額 (G) = (E) - (F)
		平成 24 年度分 (欄外※ 1)	平成 25 年度分	平成 26 年度分	計 (A)						
1 検査・測定費用	学校給食・農林産物・水道水の放射性物質濃度検査、公共施設の放射線量測定等に係る経費	1,638,000 円	7,096,774 円	2,309,952 円	11,044,726 円	0 円	11,044,726 円	0 円	11,044,726 円	10,800,000 円	244,726 円
2 放射線量低減対策費	小・中学校及び体育施設における放射線低減対策に要した経費	—	856,610 円	—	856,610 円	0 円	856,610 円	0 円	856,610 円	800,000 円	56,610 円
3 広報費用	市内の放射線の状況などについて市民周知のための市広報掲載(16回)等に要する経費	—	1,240,411 円	284,234 円	1,524,645 円	0 円	1,524,645 円	0 円	1,524,645 円	700,000 円	824,645 円
4 旅費・交通費	放射線対策に係る旅費及び高速道路路使用料	—	113,200 円	88,133 円	201,333 円	0 円	227,973 円 (欄外※ 3)	27,340 円	200,633 円	100,000 円	100,633 円
5 職員人件費	放射線影響対策事業等に従事した職員の給与、時間外勤務手当等 (平成 25 年度 105 人) (平成 26 年度 86 人)	—	68,946,276 円	44,044,276 円	112,990,552 円	0 円	112,990,552 円	0 円	112,990,552 円	2,700,000 円	110,290,552 円
6 その他放射線影響対策に要した費用	公共牧場利用自粛対策事業補助金、利用自粛牧草等処理円滑化事業、特用林産施設等体制整備事業費補助金、内部被ばく健康影響調査、放射線対策事業に係る事務費、側溝土砂除去委託料、東山地域に設置した高度集約牧野(採草地)の使用料の減収額	—	12,755,276 円	64,463,138 円	77,218,414 円	39,846,475 円 (欄外※ 2)	37,345,299 円 (欄外※ 3)	2,614,000 円	34,731,299 円	34,300,000 円	431,299 円
合 計		1,638,000 円	91,008,547 円	111,189,733 円	203,836,280 円	39,846,475 円	163,989,805 円	2,641,340 円	161,348,465 円	49,400,000 円	111,948,465 円

※ 1 平成 24 年度分の額は、平成 26 年 1 月 23 日付け和解仲介手続申立て(平成 27 年 7 月 6 日の和解)後に損害賠償の請求をしたものである。

※ 2 あっせんの申立ての議決後、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し、支払いを受けた額の内訳は、公共牧場利用自粛対策事業補助金 2,524,682 円、利用自粛牧草等処理円滑化事業 37,321,793 円である。

※ 3 原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てに当たり、項目ごとに確認を行い、4 旅費・交通費を 26,640 円増額し、6 その他放射線影響対策に要した費用を 26,640 円減額する修正を行った(合計は増減なし)。

原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案について

1 事案の内容

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、平成 24 年度から平成 26 年度までに実施したものに係る損害賠償請求を行い、東京電力株式会社（平成 28 年 4 月 1 日、東京電力ホールディングス株式会社に商号変更。以下「東京電力」という。）が当該請求に応じない費用について、平成 28 年 3 月 17 日に市議会の議決を経て原子力損害賠償紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）にあっせんの申立てを行ったところ、紛争解決センターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解しようとするものである。

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明

3 経過

- (1) 市は、平成 23 年度から平成 29 年度までの放射性物質による影響対策に要した費用について、第 1 次から第 10 次請求まで合わせて 6 億 1,387 万円余について東京電力へ損害賠償請求を行った。
- (2) 市は、第 1 次から第 4 次請求までの平成 23 年度及び平成 24 年度分のうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行った。その後、紛争解決センターからの和解案の提示を受け、平成 27 年 6 月 26 日に市議会の議決を経て申立額 1 億 5,573 万円余に対し、9,244 万円の損害賠償の支払いを受けることで和解した。
- (3) 市は、第 5 次から第 7 次請求までの平成 24 年度分から平成 26 年度分までのうち、東京電力が当該請求に応じない費用について、県及び県内市町村等と協調しながら、平成 28 年 3 月に紛争解決センターに対してあっせんの申立てを行った。
- (4) 市は、あっせんの申立てを行った 1 億 6,134 万円余について、紛争解決センターからの照会に応じ、追加資料の提出や、全額損害賠償されるべきとの市の考えを記載した意見書を提出した。
- (5) 紛争解決センターは、本年 5 月 16 日に東京電力は 4,940 万円の損害賠償金を支払うとする和解案を提示した。このことについて東京電力は、紛争解決センターに対して和解案の再考を求める上申書を提出したほか、和解案について多方面からの検討が必要であり和解案の諾否回答までに相当の期間を要するとして 3 度にわたり回答期

限延長を求める上申書を提出した。紛争解決センターは東京電力に対し、同年8月9日に諾否回答の催告を通知し、東京電力は同年8月14日に受諾の意向を表明した。

単位：円

	請求額 (A)	受領済額 (B)	紛争解決センター和解案			(和解成立の場合)	
			申立額 (最終) (C)	和解金 提示額 (D)	(D)/(C)	損害賠償金 総額 (E)=(B)+(D)	(E)/(A)
平成23-24年度分 (第1次-第4次)	179,181,071	21,445,989	155,739,831	92,440,000	59.4%	113,885,989	63.6%
平成24-26年度分 (第5次-第7次)	233,242,579	71,894,114	161,348,465	49,400,000	30.6%	121,294,114	52.0%
平成27年度分 (第8次)	84,665,713	11,289,734	東京電力と交渉中 (交渉状況によっては、今後、紛争解決センターへの申立ても 検討)				
平成28年度分 (第9次)	68,106,205	1,147,893					
平成29年度分 (第10次)	48,683,510	0					
平成23-29年度 計	613,879,078	105,777,730					

4 紛争解決センターから示された和解の内容

- (1) 東京電力は、一関市に対し、和解金として4,940万円の支払い義務を負う。
- (2) 東京電力は、(1)の金員を一関市に対し、本和解成立後14日以内一括で支払う。
- (3) 一関市は、本和解に係る除染費用に関し、国及び岩手県に対して重複請求を行わない。
- (4) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、一関市が東京電力に対して別途、損害賠償の請求をすることを妨げない。
- (5) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、一関市は、東京電力に対して別途請求しない。
- (6) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

5 紛争解決センターの和解金額の算定の考え方

(1) 事業費について

紛争解決センターは、和解金額は損害賠償請求した事業費が国の示した基準やガイドラインに沿うものか否かを問わず、本件事故との相当因果関係により判断されるとした。

ア 検査・測定費用、広報費用及び旅費・交通費

- ・ 検査・測定費用のうち消耗品については、測定以外にも使用可能であるため寄与度を50%とした。
- ・ 広報費用のうち市広報誌への放射線に関する記事を掲載した費用については、ページを増やす等の追加的費用がないため対象外とした。

- ・ 旅費・交通費のうち、損害賠償請求に係る部分については「自己の権利実現に係る費用は和解の対象外」との判断のため、損害賠償請求に係るもののみに要した費用は対象外、損害賠償請求と本件事故対応の両方のため要した費用については寄与度を50%とした。

イ その他放射線影響対策に要した費用

- ・ 放射線対策事業に要した費用のうち、消耗品については汎用性があることから寄与度を50%、空間線量率管理システムセットアップ業務委託費用については事故との相当因果関係が認められないため対象外、弁護士相談費用については損害賠償請求に係る費用のため対象外とした。
- ・ 利用自粛牧草等処理円滑化事業に要した費用のうち、消耗品については汎用性があることから寄与度を50%、汚染堆肥一時保管施設災害対応業務経費については自然災害による施設の補修のため、本件事故とは相当因果関係は認められないが、施設自体は事故がなければ必要のないものであることから寄与度を10%、放射性物質濃度測定器の修繕費、牧草輸送用コンテナ車両修繕費、牧草一時保管に係る管理車両バンク修繕費、公用車のナンバー変更に係る経費については、事故との相当因果関係は認められないため対象外とした。

(2) 人件費について

勤務時間外に本件事故対応業務を行った時間外勤務手当の全額が認められるほか、本件事故対応業務を行った結果、通常業務を勤務時間外に行わざるをえない、いわゆる「押し出し時間外」の考え方に基づく本件事故の影響による時間外勤務手当の増加分が損害として認められる。

勤務時間内の事故対応業務の人件費相当額については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件について、常勤職員の給与等の勤務時間内の人件費が損害とは認められないとの判例があることから、原発事故の有無にかかわらず、市が支給すべきものと判断され、市の主張した全額をそのまま損害とは認めることは困難とした。

(3) 端数処理について

被害者の迅速な救済を使命とする和解仲介手続の性質上、申立人の個別の立証の負担を軽減したが、そのこととの均衡上、各損害項目の損害額の端数は10万円単位又は10万円に満たない場合は1万円単位で切り捨てることとしている。

【参考】原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案（計算書）

単位：円

損害項目	あっせんの申立額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額	和解案で示された和解金額	割合	紛争解決センターの見解
1 検査・測定費用	11,044,726	10,800,000	97.8%	消耗品は50%の範囲で認める。 上記以外は全て認める。
2 放射線量低減対策費	856,610	800,000	93.4%	請求は全て認める。
3 広報費用	1,524,645	700,000	45.9%	広報誌で増ページを行わず住民への情報提供したものは対象外とする。 上記以外は全て認める。
4 旅費・交通費	200,633	100,000	49.8%	損害賠償請求に係る費用は対象外。 損害賠償請求と事故対応の両方のために要した費用は50%認める。
5 職員人件費	※ 112,990,552	2,700,000	2.4%	時間外手当のうち損害賠償請求業務については対象外。 勤務内人件費は対象外。
6 その他放射線影響対策に要した費用	34,731,299	34,300,000	98.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線対策事業及び利用自粛牧草等処理円滑化事業で購入した消耗品は50%の範囲で認める。 ・利用自粛牧草等処理円滑化事業に要した費用のうち汚染堆肥一時保管施設災害対応業務経費は10%の範囲で認める。 ・放射線対策事業：空間線量率管理システムセットアップ業務委託費、弁護士相談費用は対象外。 ・利用自粛牧草等処理円滑化事業：放射性物質濃度測定器の修繕費、牧草輸送用車両修繕費、牧草一時保管に係る車両のパンク修繕費、公用車ナンバー変更費用は対象外。 上記以外は全て認める。
合計	161,348,465	49,400,000	30.6%	損害項目ごとに10万円未満切捨て

※ 申立額中の人件費の内訳

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
専従職員時間外勤務手当	3,171,948 円	332,881 円	3,504,829 円
専従職員給与（時間外手当を除く。）	39,042,817 円	37,035,296 円	76,078,113 円
単発的に従事した職員の給与	26,731,511 円	6,676,099 円	33,407,610 円
合 計	68,946,276 円	44,044,276 円	112,990,552 円

単発的に従事した職員の給与額は、職員毎の1時間当たりの単価に、放射線影響対策に従事した時間数を乗じて算出したもの。

6 和解案に対する市の考え方

今回提示された和解案については、地方公共団体の人件費に係る損害賠償事件の判例及び紛争解決センターが考える本件事故との相当因果関係等から判断されたものであり、市としては十分な内容とは言い難いが、和解契約書中に「本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途、損害賠償の請求をすることを妨げない」との項目があることから、紛争解決センターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断する。

なお、和解案に示された和解金に含まれていない1億1,194万円余については、今後の紛争解決センターの総括基準や判例等の状況を見ながら、再度紛争解決センターへのあっせんの申立てを検討していく。

議案第112号 参考資料No.3-1

議案第60号

あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日提出

一関市長 勝 部 修

1 申立先 東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 申立人及び相手方

(1) 申立人 一関市

(2) 相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣 瀬 直 己

3 申立ての趣旨及び原因

(1) 申立ての趣旨

相手方は、平成 27 年 3 月 31 日までに発生した費用について、損害賠償の額 203,836,280 円（相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合、当該合意額等を除いた額）を申立人に支払うようあっせんを求める。

(2) 申立ての原因

申立人は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について損害賠償を求めたが、相手方がこれに応じないため。

議案第112号 参考資料No.3-2
議案第60号 参考資料

東京電力株式会社への損害賠償請求額及びあっせん申立額

項	目	損害賠償請求額			請求内訳(A) (欄外※2)	東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額(B)	あっせん申立額 (損害賠償請求額から、東京電力が損害賠償の一部支払いに合意し支払いを受けた額を除いた額) (C)=(A)-(B)
		平成24年度分 (欄外※1)	平成25年度分	平成26年度分			
1	検査・測定費用	1,638,000円	7,096,774円	2,309,952円	① 11,044,726円	0円	11,044,726円
2	放射線量低減対策費	—	856,610円	—	③ 856,610円	0円	856,610円
3	広報費用	—	1,240,411円	284,234円	① 1,524,645円	0円	1,524,645円
4	旅費・交通費	—	113,200円	88,133円	① 201,333円	0円	201,333円
5	職員人件費	—	68,946,276円	44,044,276円	① 112,990,552円	0円	112,990,552円
6	その他放射線影響対策に要した費用	—	40,887,175円	65,737,538円	① 24,619,547円 ② 80,859,255円 ④ 1,145,911円	29,406,299円	77,218,414円
合計		1,638,000円	119,140,446円	112,464,133円	① 150,380,803円 ② 80,859,255円 ③ 856,610円 ④ 1,145,911円	29,406,299円	203,836,280円

※1 平成24年度分の額は、平成27年7月6日の和解に係るあっせんの申立て後に損害賠償の請求をしたもの。

※2 請求内訳の説明

- ① 放射線影響対策として、国・県の補助メニュー以外の市独自の取組に要した費用及び職員人件費
- ② 県の補助事業に係る市の負担分
- ③ 放射線低減対策（除染）の実施に要した費用のうち、除染実施計画区域外に係る費用及び除染ガイドラインのメニュー以外の手法により実施した費用
- ④ 放射性物質に汚染されたため、牧野の利用ができなかったことによる牧野使用料減収分

議案第 113 号

一関市涌津市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市涌津市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2
涌津まちづくり協議会
会長 佐々木 康 博

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第113号～議案第145号 参考資料

指定管理者指定の総括表

議案 番号	指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間		新規 ・更新	指定管理の状況			
			期間	年数		導 入 年月日	現在の 指定管理者	現在の指定期間	平成30年度 指定管理料
113	一関市涌津市民センター	涌津まちづくり協議会	H31.4.1 ～ H36.3.31	5年	新規	—	—	—	—
114	亥年コミュニティセンター	涌津まちづくり協議会	H31.4.1 ～ H35.3.31	4年※	新規	—	—	—	—
115	一関市花泉市民センター	モリウシ希望ネット花泉	H31.4.1 ～ H36.3.31	5年	新規	—	—	—	—
116	一関市老松市民センター	老松みどりの郷協議会	H31.4.1 ～ H36.3.31	5年	新規	—	—	—	—
117	一関市日形市民センター	日花里の郷日形	H31.4.1 ～ H36.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	花泉農村集落多目的共同利用施設								
	一関市日形市民センター日形体育館								
118	一関市猿沢市民センター	猿沢地区振興会	H31.4.1 ～ H36.3.31	5年	新規	—	—	—	—
	大東農村環境改善センター								
	一関市猿沢市民センター猿沢体育館					—	—	—	—
	猿沢伝承交流館								
119	滝沢児童クラブ	滝沢児童クラブ運営委員会	H31.4.1 ～ H34.3.31	3年	新規	—	—	—	—
120	ひまわりクラブ	南小ひまわり会運営委員会	H31.4.1 ～ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ～ H31.3.31	10,275,000円
121	わかばクラブ	わかばクラブ運営委員会	H31.4.1 ～ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ～ H31.3.31	16,457,000円
122	はしわクラブ	はしわクラブ運営委員会	H31.4.1 ～ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ～ H31.3.31	17,434,000円

123	こばとクラブ	こばとクラブ運営委員会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	13,809,000円
124	萩の子クラブ	萩の子クラブ運営委員会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	12,600,000円
125	赤萩クラブ	赤萩クラブ運営委員会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	17,900,000円
126	花泉総合福祉センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H26.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	8,473,000円
127	一関市生活支援ハウスむろね苑	社会福祉法人室根孝養会	H31.4.1 ~ H36.3.31	5年	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	9,200,000円
128	花と泉の公園	花泉観光開発株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	37,924,000円
129	室根高原ふれあい牧場	室根総合開発株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	2,931,000円
130	大東ふるさと分校	室根総合開発株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	8,807,000円
131	アストロ・ロマン大東	室根総合開発株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	3,953,000円
132	千厩酒のくら交流施設	千厩まちづくり株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	1,228,306円
133	望洋平キャンプ場	室根総合開発株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	113,000円
134	藤沢交流施設	株式会社Mange Takk エンタープライズ	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	なし
135	一関市職業訓練センター	職業訓練法人一関職業訓練協会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	2,185,964円
136	千厩農村勤労福祉センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	2,964,008円
137	一関農村女性の家	一関生活研究グループ連絡協議会	H31.4.1 ~ H34.3.31	3年	新規	—	—	—	—
138	一関市都市農村交流館	農事組合法人美の郷	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	なし
139	一関生活改善センター	生活改善センター運営委員会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	542,000円
140	千厩農村環境改善センター	職業訓練法人東磐職業訓練協会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	2,777,000円

141	川崎農村環境改善センター	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H27.11.1	左記団体に同じ	H27.11.1 ~ H31.3.31	2,730,000円
142	川崎農林水産物直売・食材供給施設	ドンと市かわさき協同組合	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H18.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	なし
143	北上川交流センター	特定非営利活動法人北上川サポート協会	H31.4.1 ~ H36.3.31	5年	更新	H16.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	4,604,000円
144	せんまや街角資料館	千厩まちづくり株式会社	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	新規	—	—	—	—
145	骨寺村荘園交流館	骨寺村ガイドス運営協議会	H31.4.1 ~ H35.3.31	4年※	更新	H23.4.1	左記団体に同じ	H26.4.1 ~ H31.3.31	21,219,000円
	骨寺村荘園休憩所								
	骨寺村荘園広場								
	骨寺村荘園若井原駐車場								
	骨寺村荘園山王窟駐車場								

※ 指定期間を、平成34年度までの4年間とする考え方は、次の理由によるものである。

市が保有する公共施設のうち行政目的で使用している建物系施設（825施設（平成27年4月1日現在））は、平成30年度に策定した一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画（計画期間平成30年度（2018年度）から平成38年度（2026年度）まで）に掲げる取組に基づき、保有の見直しに取り組むこととしている。

このうち、老朽化した施設、小規模な施設、行政によるサービス提供の必要性が低下していると考えられる施設のいずれかに該当するものについては、先導的な取組による施設保有の見直し対象施設として、市民との合意形成を図りながら施設保有の見直し案（注）を施設ごとに、平成31年度末を目標に定める予定としている。

施設保有の見直しについては、可能な施設から見直しに着手していく予定であるが、施設利用者や施設管理者との調整のほか、改修工事費等の予算計上、工事の実施などに要する期間を勘案すると3年間程度を要すると想定される。そのため、見直しの実施に向けた協議等に平成32年度から着手した場合、その完了時期は、平成34年度と見込まれることから、先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設については、平成34年度までの期間を指定期間とするものである。

（注） 施設保有の見直し案

施設の統合、集約、移転、転用、民営化などの今後の施設のあり方や改修等の必要性について施設ごとに定めるもの

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市涌津市民センター	一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2	敷地面積 2,463 m ² 床面積 450 m ²
亥年コミュニティセンター	一関市花泉町涌津字山中 31 番地 109	敷地面積 1,073 m ² 床面積 602 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市涌津市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
亥年コミュニティセンター	近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

涌津まちづくり協議会

(2) 代表者名

会長 佐々木 康 博

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 4 月 23 日

(5) 設立目的

地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

ア 地域住民等の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地域の活性化、産業振興に関すること。

ウ 福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

エ 教育、文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

オ 防災・防犯・交通安全に関すること。

カ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。

ク その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

4,350,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

1,146 世帯、9 行政区、30 団体

構成団体等

行政区長会、涌津原集落公民館、熊ノ倉集落公民館、白浜集落公民館、亥年集落公民館、合ノ柴集落公民館、吉田集落公民館、矢ノ目集落公民館、下町集落公民館、中新集落公民館、涌津地区体

育協会、涌津地区自主防災会、涌津地区婦人会、一関市老人クラブ連合会花泉支部（涌津地区）、涌津地区福祉推進協議会、涌津小学校、涌津小学校PTA、涌津地区民生員児童委員協議会、一関地区交通安全協会涌津分会、一関市花泉地域農林連絡員協議会、一関市消防団花泉地域第2分団1～4部、花泉町婦人消防協力隊第2分隊、JAいわて平泉女性部花泉中央支部涌津支部、花泉地域交通安全母の会（涌津地区）、涌津スポーツ少年団、花泉中学校PTA涌津地区、花泉中学校PTA涌津原地区

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事15人以内、監事2人

(10) 団体の財務状況

平成29年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,635,018	市補助金
積立金取り崩し	503,823	
その他収入	12	預金利息等
計	4,138,853	

【支出】

科目	決算額	備考
人件費	2,195,018	職員給与
会議費	4,930	会議茶代
事務費	86,929	パソコンリース代、郵券、事務用消耗品費等
事業費	1,075,574	わくつ夏まつり、指定管理研修等
備品購入費	96,684	事業用備品
計	3,459,135	

収入支出差引額 679,718円

3 選定理由

一関市涌津市民センター及び亥年コミュニティセンターについては、次の理由により、涌津まちづくり協議会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、涌津地区において、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、受け継がれてきた豊かな歴史と文化を踏まえ地域課題の解決に努め、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、涌津地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成28年1月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成29年1月からは事務局職員1人分の人件費を補助

しているところである。さらには、平成 31 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

一関市涌津市民センターの指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

亥年コミュニティセンターの指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 114 号

亥年コミュニティセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
亥年コミュニティセンター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2
涌津まちづくり協議会
会長 佐々木 康 博

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

議案第 115 号

一関市花泉市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市花泉市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町花泉字天王沢沖 109 番地 1
モリウシ希望ネット花泉
会長 三 浦 文 雄

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市花泉市民センター

イ 所在地

一関市花泉町花泉字天王沢沖109番地1

ウ 施設規模

敷地面積 1,650.88㎡

床面積 450㎡

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

モリウシ希望ネット花泉

(2) 代表者名

会長 三浦文雄

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町花泉字天王沢沖109番地1

(4) 設立年月日

平成27年2月15日

(5) 設立目的

協働の理念に基づいて、住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することにより、支え合いの仕組みが実践される住みよい地域社会を形成すること。

(6) 事業概要

ア 地域づくり計画の策定及び推進に関すること。

イ 地区内住民や各種団体等によるまちづくりの推進や、連絡調整に関すること。

ウ 地区課題の把握とその解決に関すること。

エ 公共団体及び各種団体への協力、受託、支援に関すること。

オ その他目的を達成するために必要なこと。

(7) 団体の会計予算（平成30年4月1日現在）

4,864,000円

(8) 団体に属する世帯数（平成30年4月1日現在）

988世帯、11行政区、36団体及び11個人（役職等）

構成団体等

清水原集落公民館、上在郷集落会、清水集落公民館、第3区集落公民館、中金森集落公民館、下金森集落公民館、郷ノ目集落公民館、上中村集落公民館、下中村集落公民館、花泉駅前町内会、小山沢集落公民館、日向集落公民館、西風集落公民館、大又集落公民館、花泉地域保健推進委員協議会、花泉地区福祉推進協議会、花泉地区体育協会、花泉地区自主防災会、花泉地区民生児童委員協議会、一関市立花泉小学校PTA、一関市立花泉中学校花泉地区PTA、一関市立花泉中学校駅前地区PTA、花泉小学校スポーツ少年団、花泉地区婦人会、花泉駅前婦人会、花泉地区老人クラブ

連合会、一関市消防団花泉地域第3分団、花泉町婦人消防協力隊第4分隊、一関地区交通安全協会花泉支会花泉分会、一関地区交通安全協会花泉母の会、一関地区交通安全協会駅前母の会、花泉地区農家組合長協議会、J Aいわて平泉女性部花泉中央支部花泉支部、花泉中央振興商店街協同組合、花泉地区農林連絡員、はずみ会

個人（役職等）

花泉1区行政区長、花泉2区行政区長、花泉3区行政区長、花泉4区行政区長、花泉5-1区行政区長、花泉5-2区行政区長、花泉6区行政区長、花泉7区行政区長、花泉8-1区行政区長、花泉8-2区行政区長、花泉9区行政区長

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事18人、監事2人

(10) 団体の財務状況

平成29年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
負担金	170,000	福祉推進協議会、体育協会、集落公民館連絡協議会
参加費	104,000	新年交賀会参加費
補助金	3,703,825	市補助金
事業収入	218,020	発掘調査業務委託料、模擬店売上
繰越金	575,774	
雑収入	60,544	ご祝儀、預金利息等
計	4,832,163	

【支出】

科目	決算額	備考
人件費	2,445,245	職員給与、発掘調査作業員賃金等
会議費	22,663	会議等茶代
旅費	21,534	事務局旅費等
事務費	380,175	消耗品費、通信運搬費等
事業費	1,169,485	各専門部事業費
計	4,039,102	

収入支出差引額 793,061円

3 選定理由

一関市花泉市民センターについては、次の理由により、モリウシ希望ネット花泉を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、花泉地区において、協働の理念に基づいて、住民自らが地域の将来を考え、その実現に向けて行動することにより、支え合いの仕組みが実践される住みよい地域社会を形成することを目的として設立された団体で、花泉地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運

営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成27年7月から1年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成28年7月からは事務局職員1人分の人件費を補助しているところである。さらには、平成31年度からの指定管理移行後も1年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である5年間とする。

議案第 116 号

一関市老松市民センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市老松市民センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2
老松みどりの郷協議会
会長 阿 部 孝 志

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市老松市民センター

イ 所在地

一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2

ウ 施設規模

敷地面積 3,276 m²

床面積 500 m²

(2) 設置目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

老松みどりの郷協議会

(2) 代表者名

会長 阿部 孝志

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町老松字藤田 274 番地 2

(4) 設立年月日

平成 26 年 6 月 29 日

(5) 設立目的

豊かな住みよい地域づくりを推進する。

(6) 事業概要

ア 地域住民の参画によるまちづくりの推進に関すること。

イ 地区の活性化、福祉、健康、生活環境の改善に関すること。

ウ 教育・文化の向上と生涯学習、生涯スポーツに関すること。

エ 安全・安心な地域づくりに関すること。

オ 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。

カ その他目的達成のための事業に関すること。

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

4,622,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

433 世帯、6 行政区、30 団体

構成団体等

老松地区行政区長会、蛭沢集落公民館、四日市場集落公民館、水沢集落公民館、汁足集落公民館、御組集落公民館、佐野原集落公民館、宿集落公民館、藤田集落公民館、宮沢集落公民館、上集落公民館、館平集落公民館、照盛集落公民館、小沼集落公民館、老松地域婦人会、老松柿生産組合「おいまつ柿援隊」、J Aいわて平泉女性部老松支部、老松地区自主防災会、花泉町婦人消防協力隊第 5 分隊、花泉地域防犯協会老松支部、一関地区交通安全協会老松分会、花泉地域交通安全母の会老松地区会、老松地区福祉推進協議会、老松地区民生児童委員連絡協議会、老松地区老人クラブ、老

松地区体育協会、老松活性化同志会、老松小学校、老松小学校PTA、花泉中学校老松地区PTA

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 30 人以内、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
繰越金	284,942	前年度繰越金
会費	36,400	各戸負担金
補助金	3,358,954	市補助金
雑収入	413,761	イベント収入、預金利息等
積立金取崩し	384,189	
計	4,478,246	

【支出】

科目	決算額	備考
人件費	2,117,244	職員人件費
会議費	17,549	会議茶代
事務費	289,710	消耗品費、通信運搬費等
事業費	1,012,233	夏祭り、新年会、専門部会各種事業等
計	3,436,736	

収入支出差引額 1,041,510 円

3 選定理由

一関市老松市民センターについては、次の理由により、老松みどりの郷協議会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、老松地区において、豊かな住みよい地域づくりを推進することを目的として設立された団体で、老松地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 26 年 8 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 27 年 8 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、平成 31 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 117 号

一関市日形市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市日形市民センター
花泉農村集落多目的共同利用施設
一関市日形市民センター日形体育館

2 指定管理者となる団体

一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2
日花里の郷日形
会長 小野寺 友 雄

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市日形市民センター	一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2	敷地面積 2,690 m ²
花泉農村集落多目的共同利用施設		床面積 675 m ²
一関市日形市民センター日形体育館	一関市花泉町日形字町裏 131 番地	床面積 426 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市日形市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
花泉農村集落多目的共同利用施設	広く市民の使用に供することにより、経営や生活の改善合理化、健康増進及び地域連帯感の醸成に寄与するため。
一関市日形市民センター日形体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

日花里の郷日形

(2) 代表者名

会長 小野寺 友 雄

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町日形字井戸沢 38 番地 2

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 25 日

(5) 設立目的

地区民が協力し合い、明るく豊かで住みよい日形地区をめざし、地区内との各種団体との協働による地域づくりを進め、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進する。

(6) 事業概要

- ア 地域住民等の参画による地域づくりの推進に関すること。
- イ 地域の活性化、産業振興に関すること。
- ウ 福祉・健康・生活環境の改善に関すること。
- エ 教育・文化の向上と生涯学習・生涯スポーツに関すること。
- オ 防犯防災・交通安全の推進に関すること。
- カ 地区内の各種団体等の活性化、及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- キ 地区内組織構成員の参画と情報の共有、並びに協働の推進等に関すること。
- ク その他本会の目的達成に必要なこと。

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

3,903,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

269 世帯、7 行政区、22 団体及び 7 個人（役職等）
構成団体等

小野集落公民館、町裏集落公民館、高井集落公民館、八雲集落公民館、中通集落公民館、上通集落公民館、中神集落公民館、払田集落公民館、日形自主防災会、日形地区体育協会、日形婦人会、J Aいわて平泉女性部日形支部、クラブひかた、日形地区福祉推進協議会、老松小学校日形地区PTA、花泉中学校日形地区PTA、花泉地域防犯協会日形支部、花泉町婦人消防協力隊第6分隊、日形地区民生児童委員連絡協議会、一関地区交通安全協会日形分会、日形生産森林組合、日形営農組合

個人（役職等）

日形1区行政区長、日形2区行政区長、日形3区行政区長、日形4-1区行政区長、日形4-2区行政区長、日形5区行政区長、日形6区行政区長

(9) 役員

会長1人、副会長2人、理事8人、監事2人、行政区長7人

(10) 団体の財務状況

平成29年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
補助金	3,261,086	市補助金
積立金	744,471	前年度繰越金
その他	32	預金利息等
合計	4,005,589	

【支出】

科目	決算額	備考
人件費	2,203,910	職員給与
会議費	6,320	会議茶代等
事務費	103,517	職員旅費、消耗品費等
事業費	929,152	各部会事業費
保険料	70,290	自治会活動保管等
合計	3,313,189	

収入支出差引額 692,400円

3 選定理由

一関市日形市民センター、花泉農村集落多目的共同利用施設及び一関市日形市民センター日形体育館については、次の理由により、日花里の郷日形を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、日形地区において、地区民が協力し合い、明るく豊かで住みよい日形地区を目指し、地区内の各種団体等との協働による地域づくりを進め、地域課題の解決と地区の発展、活性化を推進することを目的として設立された団体で、日形地区の地域協働体である。

平成26年3月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 4 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 28 年 4 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、平成 31 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 118 号

一関市猿沢市民センター等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

一関市猿沢市民センター
大東農村環境改善センター
一関市猿沢市民センター猿沢体育館
猿沢伝承交流館

2 指定管理者となる団体

一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1
猿沢地区振興会
会長 菊 地 昌 斉

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
一関市猿沢市民センター	一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1	敷地面積 1,941 m ²
大東農村環境改善センター		延床面積 988 m ²
一関市猿沢市民センター猿沢体育館	一関市大東町猿沢字上ノ洞 22 番地	延床面積 961 m ²
猿沢伝承交流館	一関市大東町猿沢字板倉 73 番地	敷地面積 1,863 m ² 床面積 598 m ²

(2) 設置目的

施設名	設置目的
一関市猿沢市民センター	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
大東農村環境改善センター	農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。
一関市猿沢市民センター猿沢体育館	市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
猿沢伝承交流館	伝統文化の保存、伝承及び農業振興並びに住民の交流促進により地域の活性化を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

猿沢地区振興会

(2) 代表者名

会長 菊 地 昌 斉

(3) 事務所の所在地

一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1

(4) 設立年月日

平成 27 年 2 月 15 日

(5) 設立目的

猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図る。

(6) 事業概要

- ア 猿沢地区協働のまちづくりの推進
- イ 医療、福祉、文教施設等の環境整備事業の推進
- ウ 地域課題解決に向けての協議及び事業の推進
- エ その他必要な事項

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

4,006,000 円

(8) 団体に属する世帯数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

590 世帯、13 行政区、31 団体

構成団体等

第 1 区自治会、中央自治会、峠自治会、寒七自治会、新渡戸振興会、大畑自治会、台ヶ丘自治会、下猿沢自治会、清水川自治会、長沢自治会、猿沢地区行政区長会、猿沢地区自治会等連絡協議会、猿沢婦人会、猿沢地区老人クラブ連合会、猿沢地区老人福祉施設、猿沢地区福祉活動推進協議会、猿沢体育協会、猿沢スポーツ少年団父母の会、猿沢保育園父母の会、猿沢小学校 P T A、一関市民生児童委員、東磐井交通安全協会猿沢分会、一関市消防団大東地域第 4 分団、猿沢史談会、神楽保存会、中山間猿沢集落協議会、猿沢地区芸術文化協会、猿沢生産森林組合、猿沢地区農家組合、猿沢地区広域運営委員会、ライオンズクラブ

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 23 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 29 年度決算

【収入】 (単位：円)

科目	決算額	備考
会費	159,900	各戸会費
繰越金	657,561	前年度繰越金
寄付金	20,000	個人寄付金
補助金	3,471,755	市補助金
雑収入	295,670	ご祝儀、新年交賀会会費、預金利息等
合計	4,604,886	

【支出】

科目	決算額	備考
会議費	28,615	会議資料印刷等
会報発行費	15,740	広報印刷費等
人件費	2,232,859	職員給与等
研修費	30,132	視察研修旅費等
事業費	1,923,318	新年交賀会、猿沢秋祭り等
旅費	24,198	私用車使用実費弁償
事務費	25,041	郵券等
通信費	221,343	ホームページ年間保守等
雑費	3,000	水かけ祭りご祝儀
合計	4,504,246	

収入支出差引額 100,640 円

3 選定理由

一関市猿沢市民センター、大東農村環境改善センター、一関市猿沢市民センター猿沢体育館及び猿沢伝承交流館については、次の理由により、猿沢地区振興会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、猿沢地区における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的として設立された団体で、猿沢地区の地域協働体である。

平成 26 年 3 月に策定した一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たって、市民センターの管理運営を地域協働体が行い、地域協働体と市民センターを一体化していくことが、市民

主体の地域づくり活動を促進する上で、より効果的であり望ましいとし、地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に指定管理に移行することとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

なお、市民センターの地域管理への移行を円滑に行うため、地域協働体の事務局職員の育成を図りながら段階的に移行することとしており、市において、平成 27 年 4 月から 1 年間、地域協働推進員を配置し、事務局職員の育成、支援を図り、平成 28 年 4 月からは事務局職員 1 人分の人件費を補助しているところである。さらには、平成 31 年度からの指定管理移行後も 1 年間、市の職員を市民センターに配置し、事務の引継ぎ及び業務支援を行うこととする。

指定期間については、一関市地域協働推進計画において、地域協働を進めるに当たり、今後の市民センターの管理運営は地域協働体が行っていくことが望ましいとしていることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 119 号

滝沢児童クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
滝沢児童クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市滝沢字寺下 52 番地 2
滝沢児童クラブ運営委員会
運営委員長 小 岩 眞

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

滝沢児童クラブ

イ 所在地

一関市滝沢字寺下 46 番地

ウ 施設規模

敷地面積 1,210 m²

床面積 244 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

滝沢児童クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 小 岩 眞

(3) 事務所の所在地

一関市滝沢字寺下 52 番地 2

(4) 設立年月日

平成 30 年 9 月 26 日

(5) 設立目的

滝沢小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 滝沢児童クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 31 年度予定）

15,154,000 円

(8) 職員数

10 人（予定）

(9) 役員

委員長 1 人、副委員長 2 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 31 年度予算

【収入】

(単位：円)

科目	予算額	備考
利 用 料	5,628,000	
指 定 管 理 料	9,526,000	
計	15,154,000	

【支出】

科目	予算額	備考
人 件 費	12,656,000	給料、賃金等
施 設 管 理 費	970,000	光熱水費、委託料等
事 業 費	350,000	教材費等
一 般 管 理 費	1,178,000	旅費、消耗品費等
計	15,154,000	

3 選定理由

滝沢児童クラブについては、次の理由により、滝沢児童クラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、滝沢小学校の敷地内において、留守家庭児童の放課後の適切な遊びと生活の場を確保しながら、その健全育成を図るために現在整備中の施設である。

当該団体は、当該施設の管理運営を目的に、地域住民の代表や保護者の代表、学校関係者等によって新たに設立された団体である。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから3年間とする。

議案第 120 号

ひまわりクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ひまわりクラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市台町 11 番 13 号
南小ひまわり会運営委員会
運営委員長 小野寺 司

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

ひまわりクラブ

イ 所在地

一関市台町 11 番 13 号

ウ 施設規模

敷地面積 409 m²

床面積 215 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

南小ひまわり会運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 小野寺 司

(3) 事務所の所在地

一関市台町 11 番 13 号

(4) 設立年月日

昭和 45 年 5 月 13 日

(5) 設立目的

南小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア ひまわりクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

14,755,920 円

(8) 職員数

5 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	4,161,200	
指 定 管 理 料	10,420,219	
そ の 他 の 収 入	29	預金利子等
計	14,581,448	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	11,428,389	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,037,729	光熱水費、委託料等
事 業 費	1,577,170	行事費、教材費等
一 般 管 理 費	538,160	消耗品費等
計	14,581,448	

3 選定理由

ひまわりクラブについては、次の理由により、南小ひまわり会運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 121 号

わかばクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
わかばクラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市字鳴神 34 番地 1
わかばクラブ運営委員会
運営委員長 小 山 和 幸

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

わかばクラブ

イ 所在地

一関市字鳴神 34 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 538 m²

床面積 285 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

わかばクラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 小山 和 幸

(3) 事務所の所在地

一関市字鳴神 34 番地 1

(4) 設立年月日

昭和 52 年 6 月 16 日

(5) 設立目的

一関小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア わかばクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

26,569,800 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副委員長 1 人、会計監事 2 人、事務局 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	8,367,600	
指 定 管 理 料	15,426,058	
そ の 他 の 収 入	1,513,403	保険負担金、預金利子等
計	25,307,061	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	18,268,168	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,977,783	光熱水費、使用料等
事 業 費	2,504,589	行事費、教材費等
一 般 管 理 費	2,556,521	消耗品費等
計	25,307,061	

3 選定理由

わかばクラブについては、次の理由により、わかばクラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 122 号

はしわクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
はしわクラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市幸町 2 番 10 号
はしわクラブ運営委員会
運営委員長 鈴木 五 郎

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

はしわクラブ

イ 所在地

一関市幸町 2 番 10 号

ウ 施設規模

敷地面積 1,256 m²

床面積 278 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

はしわクラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 鈴木 五郎

(3) 事務所の所在地

一関市幸町 2 番 10 号

(4) 設立年月日

昭和 52 年 8 月 25 日

(5) 設立目的

山目小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア はしわクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

25,770,800 円

(8) 職員数

11 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人、事務局 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	7,999,600	
指 定 管 理 料	16,011,877	
そ の 他 の 収 入	24,849	預金利子等
計	24,036,326	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	17,596,043	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	3,534,785	光熱水費、委託料等
事 業 費	1,694,561	行事費、図書・教材費等
一 般 管 理 費	1,210,937	消耗品費等
計	24,036,326	

3 選定理由

はしわクラブについては、次の理由により、はしわクラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 123 号

こばとクラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
こばとクラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市蘭梅町 7 番 1 号
こばとクラブ運営委員会
運営委員長 吉 家 本 浄

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

こぼとクラブ

イ 所在地

一関市蘭梅町 7 番 1 号

ウ 施設規模

敷地面積 471 m²

床面積 206 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

こぼとクラブ運営委員会

(2) 代表者

運営委員長 吉 家 本 浄

(3) 事務所の所在地

一関市蘭梅町 7 番 1 号

(4) 設立年月日

昭和 53 年 4 月 19 日

(5) 設立目的

中里小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア こぼとクラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

20,316,197 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、監事 2 人、事務局長 1 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	6,181,200	
指 定 管 理 料	14,212,723	
そ の 他 の 収 入	15	預金利子等
計	20,393,938	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	14,610,252	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,525,766	光熱水費、使用料等
事 業 費	4,174,904	行事費等
一 般 管 理 費	83,016	旅費
計	20,393,938	

3 選定理由

こばとクラブについては、次の理由により、こばとクラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 124 号

萩の子クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
萩の子クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市萩荘字境ノ神 240 番地
萩の子クラブ運営委員会
運営委員長 熊 谷 慶 夫

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

菖の子クラブ

イ 所在地

一関市菖荘字境ノ神 240 番地

ウ 施設規模

敷地面積 3,218 m²

床面積 215 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

菖の子クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 熊谷 慶夫

(3) 事務所の所在地

一関市菖荘字境ノ神 240 番地

(4) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

(5) 設立目的

菖荘小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 菖の子クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

19,230,050 円

(8) 職員数

10 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 2 人、会計監事 3 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	6,519,700	
指 定 管 理 料	10,410,489	
そ の 他 の 収 入	34	預金利子等
計	16,930,223	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	11,108,649	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	1,210,006	光熱水費、委託料等
事 業 費	2,712,137	行事費等
一 般 管 理 費	1,899,431	消耗品費等
計	16,930,223	

3 選定理由

萩の子クラブについては、次の理由により、萩の子クラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 125 号

赤荻クラブの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
赤荻クラブ

- 2 指定管理者となる団体
一関市赤荻字桜町 42 番地 3
赤荻クラブ運営委員会
運営委員長 阿 部 孝 行

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

赤荻クラブ

イ 所在地

一関市赤荻字桜町 42 番地 3

ウ 施設規模

敷地面積 577 m²

床面積 215 m²

(2) 設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

赤荻クラブ運営委員会

(2) 代表者名

運営委員長 阿 部 孝 行

(3) 事務所の所在地

一関市赤荻字桜町 42 番地 3

(4) 設立年月日

平成元年 4 月 8 日

(5) 設立目的

赤荻小学校に在籍する児童で、保護者が共働き等のため下校後家庭に保護者が不在となる児童、あるいはこれに準ずる児童の保護と健全育成を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 赤荻クラブの使用許可に関する業務

イ 児童の健全育成に関する業務

ウ 児童の安全に関する業務

エ 施設の利用に係る相談等に関する業務

オ その他児童の健全育成に関する業務

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

24,311,000 円

(8) 職員数

10 人

(9) 役員

運営委員長 1 人、副運営委員長 1 人、会計監事 2 人、事務局長 1 人

(10) 団体の財務状況
平成 29 年度決算

【収入】

(単位：円)

科目	決算額	備考
利 用 料	6,559,900	
指 定 管 理 料	16,161,762	
そ の 他 の 収 入	42	預金利子等
計	22,721,704	

【支出】

科目	決算額	備考
人 件 費	15,079,922	報酬、給料、賃金等
施 設 管 理 費	2,662,395	光熱水費、委託料等
事 業 費	3,667,162	行事費等
一 般 管 理 費	1,312,225	消耗品費等
計	22,721,704	

3 選定理由

赤荻クラブについては、次の理由により、赤荻クラブ運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、施設の管理運営を目的に設立された団体であり、施設の設置当初から継続して管理運営を行ってきた実績がある。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者としており、これまでの管理運営は良好であった。

当該施設の利用者は、専らその地域の児童であり、地域住民が組織する団体が管理運営を行うことにより、利用する個々の児童の事情に応じた、きめ細かな対応が可能となることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 126 号

花泉総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花泉総合福祉センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市城内 1 番 36 号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 坂 本 紀 夫

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花泉総合福祉センター

イ 所在地

一関市花泉町老松字水沢 193 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 11,780 m²

延床面積 1,829.20 m²

(2) 設置目的

市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 坂本 紀夫

(3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業、児童館の経営、児童クラブの経営

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

タ 在宅介護支援センター事業の経営

- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ 花泉総合福祉センターの経営
- ト 千厩農村勤労福祉センターの経営
- ナ 川崎農村環境改善センターの経営

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1,625,882,782 円

(8) 職員数

261 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、常務理事 1 人、理事 13 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	877,961,556	未払金等	
固定資産	916,924,947	流動負債	71,377,816
		固定負債	97,625,905
		負債の部合計	169,003,721
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	320,000,000
		国庫補助金等特別積立金	127,144,163
		財政調整積立金	103,416,209
		介護保険財政積立金	206,903,531
		次期繰越活動収支差額	860,418,879
		純資産の部合計	1,625,882,782
資産の部合計	1,794,886,503	負債及び純資金の部合計	1,794,886,503

3 選定理由

花泉総合福祉センターについては、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、市民福祉の増進を図り、市民生活の向上に寄与することを目的に設置された施設であり、当該団体や市の福祉活動の拠点であるほか、地域住民の各種同好会や伝統芸能の練習・発表の場としても利用されている。平成 26 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体は、一関市における地域福祉の推進を図ることを目的としている団体であり、今後も当該団体が管理運営することにより、市民福祉の増進に寄与することが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効率的・効果的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成34年度までの4年間とする。

議案第 127 号

一関市生活支援ハウスむろね苑の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市生活支援ハウスむろね苑

- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字八幡沖 119 番地
社会福祉法人室根孝養会
理事長 菅 原 敏 雄

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市生活支援ハウスむろね苑

イ 所在地

一関市室根町折壁字向山 67 番地 3

ウ 施設規模

敷地面積 2,587.99 m²

床面積 397.04 m²

(2) 設置目的

高齢者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者福祉の増進に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人室根孝養会

(2) 代表者名

理事長 菅原敏雄

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字八幡沖 119 番地

(4) 設立年月日

平成 4 年 5 月 25 日

(5) 設立目的

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム孝養ハイツの設置経営）

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人デイサービス事業（孝養ハイツデイサービスセンター）の設置経営

(イ) 老人短期入所事業（孝養ハイツ短期入所生活介護事業所）の設置経営

(ウ) 老人居宅介護等事業（孝養ハイツホームヘルパーステーション）の設置経営

(エ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（孝養ハイツグループホーム）の設置経営

(オ) 孝養ハイツ在宅介護支援センターの受託経営

ウ 公益事業

(ア) 居宅介護支援事業（孝養ハイツ居宅介護支援事業所）の設置経営

(イ) 一関市生活支援ハウスむろね苑の受託経営

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1,124,357,857 円

(8) 職員数

115 人

(9) 役員

理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人、顧問 3 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	242,403,579	未払金等	
固定資産	1,032,651,739	流動負債	75,222,765
		固定負債	75,474,696
		負債合計	150,697,461
		正 味 財 産 の 部	
		期首財産額	1,112,060,272
		増減額	12,297,585
		純資産合計	1,124,357,857
資産合計	1,275,055,318	負債及び純資産合計	1,275,055,318

3 選定理由

一関市生活支援ハウスむろね苑については、次の理由により、社会福祉法人室根孝養会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、高齢者に対し、居住機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的に設置された施設であり、当市における高齢者福祉に係る地域資源として、重要な施設となっている。平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体は、隣接する介護保険施設等を運営している社会福祉法人であり、これまでの当該団体による管理運営は良好であった。隣接施設との連携により、介護支援機能や交流機能が総合的に提供されることが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者が当該施設の管理に十分な経験を有すること、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 128 号

花と泉の公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
花と泉の公園
- 2 指定管理者となる団体
一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1
花泉観光開発株式会社
代表取締役 阿 部 敏 明
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

花と泉の公園

イ 所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1 ほか

ウ 施設規模

敷地面積 296.661 m²

床面積 5,693 m²

(2) 設置目的

花と泉をモチーフとして、地域を活性化するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

花泉観光開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 阿 部 敏 明

(3) 事務所の所在地

一関市花泉町老松字下宮沢 159 番地 1

(4) 設立年月日

平成 11 年 4 月 27 日

(5) 設立目的

花と泉の公園を適切かつ円滑に管理することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 公園の管理及び運営の受託業務

イ 各種イベントの企画及び実施

ウ 農畜産物及び観光物産品等の展示並びに販売

エ 飲食店の経営

オ 花卉の生産及び販売

カ 花卉の栽培技術及び販売方法に関する研究、指導並びに研修業務

キ 市場調査及び広告宣伝に関する業務

ク 付帯関連する一切の業務

(7) 正味財産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

14,959,670 円

(8) 従業員数

18 人

(9) 役員

代表取締役 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,056,406	未払い金等	
固定資産	607,758	流動負債	6,704,494
		固定負債	
		負債合計	6,704,494
		正 味 財 産 の 部	
		資本金	132,000,000
		利益剰余金	△117,040,330
		財産合計	14,959,670
資産合計	21,664,164	負債及び正味財産合計	21,664,164

3 選定理由

花と泉の公園については、次の理由により、花泉観光開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該団体は、当該施設の管理運営を行うことを目的に設立された第三セクターであり、平成 12 年度から当該施設の管理運営を行っており、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日からは、当該団体を指定管理者として指定してきたところである。

当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、施設の管理運営上必要な花き栽培の専門性を有するなど、施設の効果的・効率的な運営により地域の活性化に資することが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 129 号

室根高原ふれあい牧場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
室根高原ふれあい牧場
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2
室根総合開発株式会社
代表取締役 及 川 豊
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

室根高原ふれあい牧場

イ 所在地

一関市大東町大原字山口 51 番 139

ウ 施設規模

敷地面積 7ha

延床面積 1,497.06 m²

(2) 設置目的

休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域内の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと製品の販売事業など室根地域の産業振興に係る業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 石材の採掘及び販売

イ 石材に関するデザイン開発、工事及び設計

ウ 特産品販路拡大事業

エ 産地直売推進業務

オ 公共施設の管理及び経営の受託

カ 各種イベントの企画及び運営

キ 不動産の売買、賃貸、管理

ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

30,697,972 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

代表取締役 1 人、取締役 7 人、監査役 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,391,692	流動負債	5,326,973
固定資産	4,633,253	負債の部計	5,326,973
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	54,000,000
		利益剰余金	△23,302,028
		純資産の部計	30,697,972
資産の部計	36,024,945	負債及び資本の部計	36,024,945

3 選定理由

室根高原ふれあい牧場については、次の理由により、室根総合開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、休養、レクリエーション及び動物に対する知識を深めるため設置された施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体は、市が出資して設立された第三セクターであり、これまで、室根山周辺エリアにおいて市が設置している多様な観光施設を一体的に管理している。本エリアにも精通しており、当該団体が管理運営することにより、効果的・効率的な施設運営及び地域の活性化に資することが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共の団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 130 号

大東ふるさと分校の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
大東ふるさと分校
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2
室根総合開発株式会社
代表取締役 及 川 豊
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

大東ふるさと分校

イ 所在地

一関市大東町大原字山口 51 番地 161

ウ 施設規模

敷地面積 9,600.04 m²

延床面積 902.84 m²

(2) 設置目的

青少年の体験学習や野外活動を支援するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域内の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと産品の販売事業など室根地域の産業振興に係る業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 石材の採掘及び販売

イ 石材に関するデザイン開発、工事及び設計

ウ 特産品販路拡大事業

エ 産地直売推進業務

オ 公共施設の管理及び経営の受託

カ 各種イベントの企画及び運営

キ 不動産の売買、賃貸、管理

ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

30,697,972 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

代表取締役 1 人、取締役 7 人、監査役 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,391,692	流動負債	5,326,973
固定資産	4,633,253	負債の部計	5,326,973
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	54,000,000
		利益剰余金	△23,302,028
		純資産の部計	30,697,972
資産の部計	36,024,945	負債及び資本の部計	36,024,945

3 選定理由

大東ふるさと分校については、次の理由により、室根総合開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、青少年の体験学習や野外活動を支援するため設置された施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体は、市が出資して設立された第三セクターであり、これまで、室根山周辺エリアにおいて市が設置している多様な観光施設を一体的に管理している。本エリアにも精通しており、当該団体が管理運営することにより、効果的・効率的な施設運営及び地域の活性化に資することが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 131 号

アストロ・ロマン大東の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
アストロ・ロマン大東
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2
室根総合開発株式会社
代表取締役 及 川 豊
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

アストロ・ロマン大東

イ 所在地

一関市大東町大原字山口 51 番地 137

ウ 施設規模

敷地面積 94.7ha

(2) 設置目的

市民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上を図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域内の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと製品の販売事業など室根地域の産業振興に係る業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 石材の採掘及び販売

イ 石材に関するデザイン開発、工事及び設計

ウ 特産品販路拡大事業

エ 産地直売推進業務

オ 公共施設の管理及び経営の受託

カ 各種イベントの企画及び運営

キ 不動産の売買、賃貸、管理

ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

30,697,972 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

代表取締役 1 人、取締役 7 人、監査役 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,391,692	流動負債	5,326,973
固定資産	4,633,253	負債の部計	5,326,973
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	54,000,000
		利益剰余金	△23,302,028
		純資産の部計	30,697,972
資産の部計	36,024,945	負債及び資本の部計	36,024,945

3 選定理由

アストロ・ロマン大東については、次の理由により、室根総合開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、市民の保健、休養及び森林に対する知識の普及向上を図るため設置された施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体は、市が出資して設立された第三セクターであり、これまで、室根山周辺エリアにおいて市が設置している多様な観光施設を一体的に管理している。本エリアにも精通しており、当該団体が管理運営することにより、効果的・効率的な施設運営及び地域の活性化に資すると期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 132 号

千厩酒のくら交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩酒のくら交流施設
- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13
千厩まちづくり株式会社
代表取締役社長 北 田 文 人
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩酒のくら交流施設

イ 所在地

一関市千厩町千厩字北方 134 番地

ウ 施設規模

敷地面積 8,892 m²

延床面積 5,093.9 m²

(2) 設置目的

酒蔵などの歴史的文化的資源を活用し、観光交流の促進を図るとともに地域の活性化に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

千厩まちづくり株式会社

(2) 代表者名

代表取締役社長 北 田 文 人

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

(4) 設立年月日

平成 17 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、一関市千厩地域の中心市街地等の活性化を図る。

(6) 事業概要

ア 千厩の商業活性化マネジメント体制の整備、中小小売商業高度化事業の推進

イ 各商店街の特性を活かした商店街、個店単位の活性化戦略の構築

ウ 酒蔵をはじめとし、歴史的文化的資源を活用した観光拠点の形成

エ 空き店舗、空き家、空き地の活用による文化交流拠点の形成

オ 高齢者等のニーズに応じた商店街機能の再構築

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

8,074,579 円

(8) 会員数

ア 個人 44 人

イ 法人 5 法人

ウ 公的団体・機関 7 団体（一関市、一関商工会議所、千厩本町通り振興会、千厩新町振興会、東栄町振興会、せんまや青空市組合、一関商工会議所青年部千厩支部）

(9) 職員数

5 人

(10) 役員

代表取締役社長 1 人、取締役 10 人、監査役 2 人

(11) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金	6,081,399	未払費用	852,418
商品	736,630	預り金	35,558
未収入金	957,009	負債の部合計	887,976
流動資産計	7,775,038	純資産の部	
固定資産		株主資本	
構築物	1,187,517	資本金	10,100,000
		利益剰余金	△1,825,421
		自己株式	△200,000
固定資産計	1,187,517	純資産の部合計	8,074,579
資産の部合計	8,962,555	合計	8,962,555

3 選定理由

千厩酒のくろ交流施設については、次の理由により千厩まちづくり株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、酒蔵などの歴史的文化的資源を活用し、観光交流の促進を図るとともに地域の活性化に寄与するために設置された施設であり、平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、千厩地域の中心市街地を活性化するため、地元商工業者や市などの出資により設立された団体である。当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、地域団体とのつながりも強く、当該団体が施設を管理することにより、多様な事業展開による観光交流の促進や地域の活性化が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 133 号

望洋平キャンプ場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
望洋平キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体
一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2
室根総合開発株式会社
代表取締役 及 川 豊
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

望洋平キャンプ場

イ 所在地

一関市室根町折壁字室根山 1 番地 241

ウ 施設規模

敷地面積 1,971 m²

延床面積 101 m²

(2) 設置目的

保健、休養及び自然との結付きを図るため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

室根総合開発株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 及 川 豊

(3) 事務所の所在地

一関市室根町折壁字梅木 14 番地 2

(4) 設立年月日

平成 9 年 4 月 28 日

(5) 設立目的

室根地域内の豊富な資源を活用した特産品の開発事業、特に室根石の高度利用を狙いとしたベンチャー事業を中心に公設施設の受託営業やふるさと製品の販売事業など室根地域の産業振興に係る業務を運営することを目的とする。

(6) 事業概要

ア 石材の採掘及び販売

イ 石材に関するデザイン開発デザイン開発、工事及び設計

ウ 特産品販路拡大事業

エ 産地直売推進業務

オ 公共施設の管理及び経営の受託

カ 各種イベントの企画及び運営

キ 不動産の売買、賃貸、管理

ク 前項の営業に附帯する事業

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

30,697,972 円

(8) 職員数

8 人

(9) 役員

代表取締役 1 人、取締役 7 人、監査役 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	31,391,692	流動負債	5,326,973
固定資産	4,633,253	負債の部計	5,326,973
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	54,000,000
		利益剰余金	△23,302,028
		純資産の部計	30,697,972
資産の部計	36,024,945	負債及び資本の部計	36,024,945

3 選定理由

望洋平キャンプ場については、次の理由により、室根総合開発株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、保健、休養及び自然との結付きを図るため設置した施設であり、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、市が出資して設立された第三セクターであり、これまで、室根山周辺エリアにおいて市が設置している多様な観光施設を一体的に管理している。本エリアにも精通しており、当該団体が管理運営することにより、効果的・効率的な施設運営及び地域の活性化に資することが期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 134 号

藤沢交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
藤沢交流施設

- 2 指定管理者となる団体
一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地
株式会社 M a n g e T a k k エンタープライズ
代表取締役 菅 原 喜 哉

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

藤沢交流施設

イ 所在地

一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地

ウ 施設規模

敷地面積 29,152 m²

延床面積 1,739.24 m²

(2) 設置目的

緑豊かな環境資源の活用による都市との交流を促進し、地域産業の振興と地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

株式会社^マ^ン^ゲ ^タ^ッ^ク ^エ^ン^タ^ー^プ^ラ^イ^ズ
株式会社 M a n g e T a k k エンタープライズ

(2) 代表者名

代表取締役 菅 原 喜 哉

(3) 事務所の所在地

一関市藤沢町黄海字衣井沢山 87 番地

(4) 設立年月日

平成 21 年 3 月 30 日

(5) 設立目的及び事業概要

次の事業を営むことを目的とする。

ア ホテル及び食堂の経営

イ 土産品の販売

ウ 地域生産物物品の販売

エ 旅行斡旋業

オ 不動産の賃貸業

カ レンタル業

キ 農業及び酪農の経営

ク 上記各号に附帯する一切の事業

(6) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1,426,830 円

(7) 従業員数

13 人

(8) 役員

代表取締役 1 人、取締役 4 人、監査役 1 人

(9) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,100,907	未払金等	
固定資産	416,966	流動負債	5,391,043
		固定負債	700,000
		負債合計	6,091,043
		純 資 産 の 部	
		株主資本	
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	△3,573,170
		純資産合計	1,426,830
資産合計	7,517,873	負債及び純資産合計	7,517,873

3 選定理由

藤沢交流施設の指定管理候補者の選定については、募集要項を定め、公募を行った。

一関市指定管理者選定委員会において、応募のあった1団体について、評点方式による審査を行い、その結果を基に、株式会社 M a n g e T a k k エンタープライズを指定管理候補者に選定した。

同委員会での審査は、応募団体から提出された事業計画書、収支計画書等の書類及びプレゼンテーションの内容を基に、管理運営業務に関する基本的事項についての評価項目及び収支に関する事項について、選定委員会委員が採点し、指定管理候補者とする基準である審査区分毎の基準点（配点の6割）を全区分において上回っていたことから、当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成34年度までの4年間とする。

議案第 135 号

一関市職業訓練センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市職業訓練センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市舞川字西平 8 番地 2
職業訓練法人一関職業訓練協会
会長 小野寺 利 美
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市職業訓練センター

イ 所在地

一関市舞川字西平 8 番地 2

ウ 施設規模

敷地面積 7,421 m²

延床面積 1,654 m²

(2) 設置目的

労働者に対し職業に必要な技能等を習得させるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

職業訓練法人一関職業訓練協会

(2) 代表者名

会長 小野寺 利 美

(3) 事務所の所在地

一関市舞川字西平 8 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 45 年 3 月 23 日

(5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。

イ 求職者に対する認定職業訓練を行う。

ウ 一関高等職業訓練校を他の事業主等の行う職業訓練に使用させ、又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行う。

エ 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。

オ 職業訓練に関する調査及び研究を行う。

カ 会員並びに訓練生の福祉、厚生に関する事項

キ 労働保険事務組合の委託事務に関する事項

(7) 正味財産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

753,847 円

(8) 職員数

5 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 13 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	13,728	未払金	764,272
小口現金	49,213	預かり金	481,997
普通預金	3,539,793	労働保険事務組合勘定	18,890
未収金	1,838,600	退職給与引当金	4,700,000
仮払金	68,070	負債合計	5,965,159
固定資産	1,209,602	正 味 財 産 の 部	
		剰余金	753,847
		財産合計	753,847
資産合計	6,719,006	負債及び正味財産合計	6,719,006

3 選定理由

一関市職業訓練センターについては、次の理由により、職業訓練法人一関職業訓練協会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、労働者に対し職業に必要な技能等を習得させるために設置した施設である。認定職業訓練を実施する施設の整備費用を対象とした国及び県の補助金を活用しており、当該施設では認定職業訓練の実施が必要である。条例においても指定管理者が当該施設で行う業務として認定職業訓練に関する業務を規定していることから、管理団体は認定職業訓練を実施できる団体に特定される。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、職業訓練を実施し、労働者の養成及び地位向上を図ることを目的に岩手県知事の認可を受けて設立された職業訓練法人であり、認定職業訓練の実施主体としての資格を有している。また、実施する訓練の対象は市内及び周辺市町村の事業所の労働者及び求職者としており、地域全体に職業能力開発の機会を広く提供している公共的団体である。今後も当該団体が管理運営することにより、労働者及び求職者に対して職業に必要な技術等の習得及び職業能力開発の充実が図られることが期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「イ 法律及び補助制度等により、管理団体が特定される場合」及び「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 136 号

千厩農村勤労福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩農村勤労福祉センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市城内 1 番 36 号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 坂 本 紀 夫

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩農村勤労福祉センター

イ 所在地

一関市千厩町千厩字町浦 97 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 1,491 m²

延床面積 1,141 m²

(2) 設置目的

農村勤労者の社会福祉の増進を図るとともに、雇用の安定に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 坂本紀夫

(3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業、児童館の経営、児童クラブの経営

ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営

- タ 在宅介護支援センター事業の経営
- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ 花泉総合福祉センターの経営
- ト 千厩農村勤労福祉センターの経営
- ナ 川崎農村環境改善センターの経営

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1,625,882,782 円

(8) 職員数

261 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、常務理事 1 人、理事 13 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	877,961,556	未払金等	
固定資産	916,924,947	流動負債	71,377,816
		固定負債	97,625,905
		負債の部合計	169,003,721
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	320,000,000
		国庫補助金等特別積立金	127,144,163
		財政調整積立金	103,416,209
		介護保険財政積立金	206,903,531
		次期繰越活動収支差額	860,418,879
		純資産の部合計	1,625,882,782
資産の部合計	1,794,886,503	負債及び純資金の部合計	1,794,886,503

3 選定理由

千厩農村勤労福祉センターについては、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、農村勤労者の福祉の増進を図るために設置された施設であり、平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、今後も当該団体が管理運営することにより、地域における福祉活動の拠点として、農村勤労者等の福祉の増進に寄与するとともに、広く地域住民の交流の場及び高齢者の生きがいがいづくりの場としての活用が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管

理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成34年度までの4年間とする。

議案第 137 号

一関農村女性の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関農村女性の家

- 2 指定管理者となる団体
一関市赤荻字鶴巻 149 番地
一関生活研究グループ連絡協議会
会長 大 越 留美子

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関農村女性の家

イ 所在地

一関市赤荻字上袋 199 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 1,263.02 m²

床面積 264 m²

(2) 設置目的

住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会の形成のため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

一関生活研究グループ連絡協議会

(2) 代表者名

会長 大越 留美子

(3) 事務所の所在地

一関市赤荻字鶴巻 149 番地

(4) 設立年月日

昭和 46 年 6 月 28 日

(5) 設立目的

よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進するため。

(6) 事業概要

ア 地域の良さを広く伝える活動の推進

イ 家庭や地域での学習強化と実践

ウ 地域の食文化の伝承と食育の推進

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

406,000 円

(8) 会員数

38 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 5 人、会計 2 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 29 年度収支決算

【収入】

(単位：円)

項目	決算額	備考
会 費	20,000	会員年会費
事 業 収 入	272,560	イベント出店時売上等
諸 収 入	197,400	総会等会費、前年度繰越金
合計	489,960	

【支出】

項目	決算額	備考
事 業 費	298,984	イベント出店経費等
事 務 費	85,140	消耗品費、会議開催経費等
合計	384,124	

収入支出差引額 105,836 円

3 選定理由

一関農村女性の家については、次の理由により、一関生活研究グループ連絡協議会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、住民の学習の場として知識と技術の習得により生活改善を図り、健全な地域社会の形成のため設置した施設であり、主に地域住民の学習及び研修の場となっている。

当該団体は、地域内の生活改善グループ相互の連携を密にし、よりよい家庭づくりの知識を広め、技術を習得し、堅実に生活の改善を促進することを目的として設立され、当該施設を拠点に農産加工実習のほか、地域住民を対象とした食農教育活動なども実施している団体である。当該団体が管理運営することにより、より利用者の視点に立ったサービスの提供と効率的な運営が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者とする団体が初めて施設を管理するものであること及び施設運営のノウハウが蓄積され、経営が安定してくる時期に見直しが必要と考えられることから3年間とする。

議案第 138 号

一関市都市農村交流館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関市都市農村交流館
- 2 指定管理者となる団体
一関市巖美町字沖野々 220 番地 1
農事組合法人美の郷
代表理事 菅 原 利 彦
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関市都市農村交流館

イ 所在地

一関市巖美町字沖野々220 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 4,022 m²

床面積 848 m²

(2) 設置目的

農産物、農産物加工品及び郷土食並びに地域情報等の提供を通じて都市と農村の交流を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

農事組合法人美の郷

(2) 代表者名

代表理事 菅 原 利 彦

(3) 事務所の所在地

一関市巖美町字沖野々220 番地 1

(4) 設立年月日

平成 12 年 12 月 15 日

(5) 設立目的

組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進する。

(6) 事業概要

ア 組合員の農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）及び農作業の共同化に関する事業

イ アに掲げる農業に関する事業であって、次に掲げるもの

(ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

(イ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 上記の事業に付帯する一切の事業

(7) 正味財産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

81,231,237 円

(8) 組合員数

117 人

(9) 職員数

19 人

(10) 役員

代表理事 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(11) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	89,792,218	未払金等	
固定資産	10,407,420	流動負債	17,267,401
		固定負債	1,701,000
		負債合計	18,968,401
		正 味 財 産 の 部	
		出資金	8,950,000
		利益剰余金	72,281,237
		財産合計	81,231,237
資産合計	100,199,638	負債及び正味財産合計	100,199,638

3 選定理由

一関市都市農村交流館については、次の理由により、農事組合法人美の郷を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、農産物、農産物加工品及び郷土食並びに地域情報等の提供を通じて都市と農村の交流を促進し、地域の活性化に資するために設置した施設である。施設の設置当初から、当該団体に管理を委託しており、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日からは、当該団体を指定管理者として指定し、管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、地域の農業者を主な構成員として当該施設の設置に合わせて設立された法人である。当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有していることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 139 号

一関生活改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一関生活改善センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市巖美町字若井原 13 番地 2
生活改善センター運営委員会
委員長 佐 藤 六 郎

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

一関生活改善センター

イ 所在地

一関市巖美町字若井原 159 番地 3

ウ 施設規模

敷地面積 583 m²

床面積 194.6 m²

(2) 設置目的

産業開発の拠点として地域住民の学習及び研修の場とし、あわせて生活の合理的な改善を促進し、健全な地域社会をつくるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

生活改善センター運営委員会

(2) 代表者名

委員長 佐藤 六郎

(3) 事務所の所在地

一関市巖美町字若井原 13 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 59 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

一関生活改善センターの設置目的に沿った適正な管理を行うとともに、健全な地域づくりに資する。

(6) 事業概要

一関生活改善センターの管理・運営

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

741,715 円

(8) 構成員数

14 人

(9) 役員

委員長 1 人、副委員長 2 人、会計 1 人、監事 2 人、管理者 1 人

(10) 団体の財務状況

平成 29 年度収支決算

【収入】

(単位：円)

項目	決算額	備考
委託金	542,000	指定管理委託料
諸収入	126,346	前年度繰越金、利息
合計	668,346	

【支出】

項目	決算額	備考
人件費	276,000	管理人手当
維持管理費	192,892	消耗品費、光熱水費等
合計	468,892	

収入支出差引額 199,454 円

3 選定理由

一関生活改善センターについては、次の理由により、生活改善センター運営委員会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、産業開発の拠点として地域住民の学習及び研修の場とし、あわせて生活の合理的な改善を促進し、健全な地域社会をつくることを目的に設置された施設であり、主に本寺地域の住民の学習及び研修の場として利用されている。施設の設置当初から、当該団体に管理を委託しており、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日からは、当該団体を指定管理者として指定してきたところである。

当該団体は、地域住民の代表らで組織される団体で、利用者の声を施設運営に反映するなど、地域住民の利便性を高め、施設の有効利用に努めている。今後も地域団体が管理することにより、効果的、効率的な管理運営が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ア 地域住民が専ら使用する地域密着型の施設で、地域団体が管理することにより、地域コミュニティの醸成や地域住民参加型行政運営に資すると認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 140 号

千厩農村環境改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
千厩農村環境改善センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4
職業訓練法人東磐職業訓練協会
会長 星 邦 彦

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

千厩農村環境改善センター

イ 所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 12

ウ 施設規模

敷地面積 5,349 m²

床面積 999.89 m²

(2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健康な地域社会をつくるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

職業訓練法人東磐職業訓練協会

(2) 代表者名

会長 星 邦彦

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字上駒場 360 番地 4

(4) 設立年月日

昭和 33 年 7 月 1 日

(5) 設立目的

職業能力開発促進法による認定職業訓練及びその他職業訓練により、職業人としての有意な労働者の養成と労働者の経済的かつ社会的地位の向上を図る。

(6) 事業概要

ア 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練

イ 求職者に対する認定職業訓練

ウ 職業訓練に関する情報及び資材の提供

エ 職業訓練に関する調査及び研究 他

(7) 団体の会計予算（平成 30 年 4 月 1 日現在）

ア 一般会計 87,167,000 円

イ 特別会計 6,763,000 円（両磐地域職業訓練センター特別会計）

(8) 職員数

9 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、理事 16 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

平成 29 年度収支決算

【収入】

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
補 助 金	16,459,600	国、県、市補助金
負 担 金	42,651,348	訓練生負担金等
会 費	2,067,000	事業主会費、一般会費等
助 成 金	3,289,000	認定訓練助成
受 託 料	11,214,524	委託訓練等
諸 収 入	1,624,931	
繰 入 金	3,036,580	
繰 越 金	4,324,425	前年度繰越金
計	84,667,408	

【支出】

科 目	決算額	備 考
補助対象訓練費	27,760,283	
一 般 訓 練 費	19,675,079	
一 般 管 理 費	33,301,601	
助 成 金	50,000	
繰 出 金	2,303,287	
計	83,090,250	

収入支出差引額 1,577,158 円

3 選定理由

千厩農村環境改善センターについては、次の理由により、職業訓練法人東磐職業訓練協会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的に設置された施設であり、地域住民等の研修・実習施設として利用されている。指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日から隣接する両磐地域職業訓練センターの管理運営を行っている当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体による管理運営は良好であり、隣接する両磐地域職業訓練センターと一体的に管理運営することにより、効果的・効率的な運営が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 141 号

川崎農村環境改善センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
川崎農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体
一関市城内 1 番 36 号
社会福祉法人一関市社会福祉協議会
会長 坂 本 紀 夫
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農村環境改善センター

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 137 番地

ウ 施設規模

敷地面積 2,003.996 m²

延床面積 1,661.87 m²

(2) 設置目的

農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくるため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

社会福祉法人一関市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 坂本 紀夫

(3) 事務所の所在地

一関市城内 1 番 36 号

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

一関市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(6) 事業概要

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

オ 共同募金事業への協力

カ ボランティア活動の振興

キ 福祉サービス利用援助事業

ク 生活福祉資金、たすけあい金庫の貸付事業

ケ 心配ごと相談

コ 一般・特定・障害児相談支援事業の経営

サ 障害福祉サービス事業の経営

シ 日常生活自立支援事業

ス 生活困窮者自立支援事業

セ 子育て支援事業、児童館の経営、児童クラブの経営

- ソ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業の経営
- タ 在宅介護支援センター事業の経営
- チ 地域包括支援センター事業の経営
- ツ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営
- テ 花泉総合福祉センターの経営
- ト 千厩農村勤労福祉センターの経営
- ナ 川崎農村環境改善センターの経営

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

1,625,882,782 円

(8) 職員数

261 人

(9) 役員

会長 1 人、副会長 2 人、常務理事 1 人、理事 13 人、監事 3 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	877,961,556	未払金等	
固定資産	916,924,947	流動負債	71,377,816
		固定負債	97,625,905
		負債の部合計	169,003,721
		純資産の部	
		基本金	8,000,000
		福祉基金	320,000,000
		国庫補助金等特別積立金	127,144,163
		財政調整積立金	103,416,209
		介護保険財政積立金	206,903,531
		次期繰越活動収支差額	860,418,879
		純資産の部合計	1,625,882,782
資産の部合計	1,794,886,503	負債及び純資金の部合計	1,794,886,503

3 選定理由

川崎農村環境改善センターについては、次の理由により、社会福祉法人一関市社会福祉協議会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、農業経営及び農家生活の改善合理化、住民の健康増進、地域連帯感の醸成を図り、生産と生活の場の環境整備を組織的に推進し、健全な地域社会をつくることを目的に設置された施設であり、平成 27 年 11 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、一関市における地域福祉の推進を図ることを目的としている団体で、これまでの管理運営は良好であり、今後も当該団体が管理運営することにより、健全な地域社会づくりに資すると期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団

体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成34年度までの4年間とする。

議案第 142 号

川崎農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
川崎農林水産物直売・食材供給施設

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3
ドンと市かわさき協同組合
理事長 三 浦 照 男

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

川崎農林水産物直売・食材供給施設

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3

ウ 施設規模

敷地面積 3,000 m²

床面積 630 m²

(2) 設置目的

一関市の農産物の加工、直売及び情報の拠点施設として、地場産業の振興を図り、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

ドンと市かわさき協同組合

(2) 代表者名

理事長 三 浦 照 男

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字法道地 42 番地 3

(4) 設立年月日

平成 14 年 2 月 5 日

(5) 設立目的

共同事業を行い、自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を目指す。

(6) 事業概要

ア 組合員のための共同施設の管理運営

イ 組合員の取扱品の共同販売

ウ 組合員の必要とする包装資材の共同購買

エ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

オ 組合員の福利厚生に関する事業

カ 上記の事業に付帯する事業

(7) 正味財産（平成 29 年 9 月 30 日現在）

63,880,859 円

(8) 組合員数

129 人

(9) 職員数

22 人

(10) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、専務理事 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(11) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 9 月 30 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	75,558,281	未払金等	
固定資産	16,668,398	流動負債	28,345,820
		固定負債	0
		負債合計	28,345,820
		正 味 財 産 の 部	
		出資金	8,450,000
		利益剰余金	55,430,859
		財産合計	63,880,859
資産合計	92,226,679	負債及び正味財産合計	92,226,679

3 選定理由

川崎農林水産物直売・食材供給施設については、次の理由により、ドンと市かわさき協同組合を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、一関市の農産物の加工、直売及び情報の拠点施設として、地場産業の振興を図り、地域活性化に資するために設置した施設である。施設の設置当初から、当該団体に管理を委託しており、指定管理者制度を導入した平成 18 年 4 月 1 日からは、当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、地域の農業者を主な構成員として当該施設の設置に合わせて設立された法人である。当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、当該施設の管理運営に十分な経験とノウハウを有していることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ 施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 143 号

北上川交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
北上川交流センター

- 2 指定管理者となる団体
一関市川崎町薄衣字諏訪前 130 番地 2
特定非営利活動法人北上川サポート協会
理事長 吉 田 達 男

- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

北上川交流センター

イ 所在地

一関市川崎町薄衣字如来地 100 番地 1

ウ 施設規模

床面積 799.33 m² (敷地所有者は、国土交通省であり河川区域)

(2) 設置目的

一関市の親水並びに地域間の交流連携の拠点施設として、親水活動及び北上川流域等の交流連携の推進を図り、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

特定非営利活動法人北上川サポート協会

(2) 代表者名

理事長 吉田 達男

(3) 事務所の所在地

一関市川崎町薄衣字諏訪前 130 番地 2

(4) 設立年月日

平成 16 年 3 月 12 日

(5) 設立目的

北上川の河川空間を利用するすべての住民に対し、河川空間の積極的な活用と創造に関する事業を行い、流域の交流と連携及び地域の活性化に寄与することを目的として、①まちづくりの推進を図る活動、②子供の健全育成を図る活動、③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、④環境の保全を図る活動、⑤災害救援活動、⑥その他、この法人が認めた不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行う。

(6) 事業概要

ア 安全で安らぎのある水辺空間の創造に関する事業

イ 住民参加型の自然学習に関する事業

ウ 地域づくりの人材育成に関する事業

エ 河川空間の環境保全に関する事業

オ 河川空間に関する調査研究協働事業及び広報事業

カ 公共団体及び各種団体への協力、受託、支援、交流に関する事業

キ その他、この法人の目的達成に必要な事業

(7) 正味財産 (平成 29 年 12 月 31 日現在)

6,768,052 円

(8) 会員数

48 人

(9) 役員

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 29 年 12 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,372,043	未払い金等流動負債	589,946
固定資産	985,955	負債合計	589,946
		正 味 財 産 の 部	
		期首財産額	6,986,388
		増加額	△218,336
		財産合計	6,768,052
資産合計	7,357,998	負債及び正味財産合計	7,357,998

3 選定理由

北上川交流センターについては、次の理由により、特定非営利活動法人北上川サポート協会を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、一関市の親水並びに地域間の交流連携の拠点施設として、親水活動及び北上川流域等の交流連携の推進を図り、地域の活性化に資することを目的に設置された施設である。平成 16 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理を行ってきたところである。

当該団体によるこれまでの管理運営は良好であり、長年にわたり親水活動・交流事業に取り組んでいるほか、国土交通省から河川調査船運行管理業務も受託しており、当該団体が管理運営することにより、利用者に対して川に関する知識を提供できるとともに、北上川流域の交流と連携の推進や地域の活性化が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「ウ 施設の設置趣旨や運営目的に準ずる事業活動を行っている公共的団体又は市が出資している団体が、当該施設を管理することにより、施設の効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、指定管理候補者が当該施設の管理に十分な経験を有すること、長期の指定期間を設定することにより安定的な管理が期待できることから、一関市指定管理者制度導入方針に規定する指定期間の上限である 5 年間とする。

議案第 144 号

せんまや街角資料館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
せんまや街角資料館
- 2 指定管理者となる団体
一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13
千厩まちづくり株式会社
代表取締役社長 北 田 文 人
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

ア 施設名

せんまや街角資料館

イ 所在地

一関市千厩町千厩字北方 129 番地 1

ウ 施設規模

敷地面積 304 m²

床面積 199 m²

(2) 設置目的

歴史的建造物である旧専売局千厩葉煙草専売所の建物を保存活用し、歴史、文化、産業の各資料の収集、保管、展示等を行い、教育、学術及び文化の発展に寄与するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

千厩まちづくり株式会社

(2) 代表者名

代表取締役社長 北 田 文 人

(3) 事務所の所在地

一関市千厩町千厩字町浦 9 番地 13

(4) 設立年月日

平成 17 年 4 月 1 日

(5) 設立目的

先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、一関市千厩地域の中心市街地等の活性化を図る。

(6) 事業概要

ア 千厩の商業活性化マネジメント体制の整備、中小小売商業高度化事業の推進

イ 各商店街の特性を活かした商店街、個店単位の活性化戦略の構築

ウ 酒蔵をはじめとし、歴史的文化的資源を活用した観光拠点の形成

エ 空き店舗、空き家、空き地の活用による文化交流拠点の形成

オ 高齢者等のニーズに応じた商店街機能の再構築

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

8,074,579 円

(8) 会員数

ア 個人 44 人

イ 法人 5 法人

ウ 公的団体・機関 7 団体（一関市、一関商工会議所、千厩本町通り振興会、千厩新町振興会、東栄町振興会、せんまや青空市組合、一関商工会議所青年部千厩支部）

(9) 職員数

5 人

(10) 役員

代表取締役社長 1 人、取締役 10 人、監査役 2 人

(11) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金	6,081,399	未払費用	852,418
商品	736,630	預り金	35,558
未収入金	957,009	負債の部合計	887,976
流動資産計	7,775,038	純資産の部	
固定資産		株主資本	
構築物	1,187,517	資本金	10,100,000
		利益剰余金	△1,825,421
		自己株式	△200,000
固定資産計	1,187,517	純資産の部合計	8,074,579
資産の部合計	8,962,555	合計	8,962,555

3 選定理由

せんまや街角資料館については、次の理由により、千厩まちづくり株式会社を指定管理候補者に選定した。

当該施設は、歴史的建造物である旧専売局千厩葉煙草専売所の建物を保存活用し、歴史、文化、産業の各資料の収集、保管、展示等を行い、教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置された施設であり、近隣にある千厩酒のくら交流施設とともに、国登録有形文化財となっている。

当該団体は、千厩地域の中心市街地を活性化するため、地元商工業者や市などの出資により設立された団体であり、これまで当該施設の管理業務を市から受託しているほか、千厩酒のくら交流施設の指定管理者となっている団体である。

当該施設について、千厩酒のくら交流施設と一体的に管理運営をすることにより、施設の一体的な活用が図られ、資料館の本来の博物館的役割のほか、千厩酒のくら交流施設と同様に国登録有形文化財としての観光資源活用の相乗効果及び効率的な運営が期待されること、及び民間のノウハウを活かした展示、施設の活用を図ることによって入館者の増加が期待されることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「オ 既に指定管理者による施設管理が行われている施設と一体的な管理をすることにより、効果的・効率的な運営が図られる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第 145 号

骨寺村荘園交流館等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

一関市長 勝 部 修

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

骨寺村荘園交流館
骨寺村荘園休憩所
骨寺村荘園広場
骨寺村荘園若井原駐車場
骨寺村荘園山王窟駐車場

2 指定管理者となる団体

一関市巖美町字若神子 241 番地 2
骨寺村ガイドンス運営協議会
会長 佐 藤 光 雄

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要等

(1) 施設概要

施設名	所在地	施設規模
骨寺村荘園交流館	一関市巖美町字若神子 241 番地 2	敷地面積 7,984.76 m ² 延床面積 830.60 m ²
骨寺村荘園休憩所	一関市巖美町字駒形 154 番地 3	敷地面積 4,511.69 m ² 延床面積 297.42 m ²
骨寺村荘園広場	一関市巖美町字駒形 64 番地 1	敷地面積 376.00 m ²
骨寺村荘園若井原駐車場	一関市巖美町字若井原 159 番地 3	敷地面積 1,200.00 m ²
骨寺村荘園山王窟駐車場	一関市巖美町字板川 94 番地 11	敷地面積 1,588.10 m ²

(2) 設置目的

骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。

2 指定管理候補者の概要

(1) 団体名

骨寺村ガイドダンス運営協議会

(2) 代表者名

会長 佐藤光雄

(3) 事務所の所在地

一関市巖美町字若神子 241 番地 2

(4) 設立年月日

平成 23 年 1 月 11 日

(5) 設立目的

骨寺村荘園のガイドダンス施設等の管理運営と来訪者へサービスを提供し、来訪者との交流、地域の情報発信に努めるとともに、郷土の誇りの醸成や、次世代への文化の継承に寄与し、もって地域おこしに資することを目的とする。

(6) 事業概要

- ア 骨寺村荘園のガイドダンス施設の管理運営
- イ 重要文化的景観に選定された骨寺村荘園内の景観保全
- ウ 骨寺村荘園の来訪者の案内
- エ 都市と農村との交流事業
- オ 地元農産物の販売
- カ 地元農産物を加工した特産品の製造販売
- キ 地域の歴史文化の情報発信
- ク その他地域おこし事業

(7) 純資産（平成 30 年 3 月 31 日現在）

13,903,230 円

(8) 会員数

51 人

(9) 役員

会長 1 人、理事 6 人、監事 2 人

(10) 団体の財務状況

貸借対照表（平成 30 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,641,053	未払金等	
固定資産	1,349,202	流動負債	8,087,025
		固定負債	
		負債合計	8,087,025
		純 資 産 の 部	
		資本金	10,467,431 円
		剰余金	3,435,799 円
		純資産合計	13,903,230 円
資産合計	21,990,255 円	負債及び純資産合計	21,990,255 円

3 選定理由

骨寺村荘園交流館、骨寺村荘園休憩所、骨寺村荘園広場、骨寺村荘園若井原駐車場及び骨寺村荘園山王窟駐車場については、次の理由により、骨寺村ガイドンス運営協議会を指定管理候補者に選定した。

骨寺村荘園交流施設は、骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため設置した施設であり、平成 23 年 8 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、当該団体が管理運営を行ってきたところである。

当該団体は、骨寺村荘園交流施設の設置目的実現のため、本寺地区の住民によって組織された団体であり、地元団体ならではの創意工夫による地場産品を活用したレストランや産直の運営などを行っていることから、一関市指定管理者制度導入方針の「公募によらず指定管理者を指定する場合」の「エ施設の設置趣旨と団体の事業活動の全部又は一部が密接と認められる場合」に該当すると判断し、非公募により当該団体を指定管理候補者に選定した。

指定期間については、当該施設は一関市公共施設等総合管理計画第 1 期中期計画に掲げる先導的な取組による施設保有の見直しの対象施設であることから、平成 34 年度までの 4 年間とする。

議案第146号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関する協議について

平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	

別表第2第1号中「、紫波、稗貫衛生処理組合」を削る。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

